

議 事 録

平成 2 5 年第 4 回定例会

[一般質問]

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日 (水)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (9:30)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 1番 木村博文議員
木村議員	おはようございます。 通告書に沿って質問させていただきます。 最近、町内各地で普段と違う光景が見られるようでございます。 皆さん、お気づきでしょうか。住宅の新築工事、これがたいへん増えておるところでございます。見受けられます。 言わずと知れた消費税の駆け込み需要で、9月に入り大幅に増加し、大手住宅メーカーを対象にした統計では、軒並み前年度の5割増から7割増ということで、受注状況だそうでございます。 この特需がこれから先どういった推移で進むか、予測困難なところもございますが、来年4月以降にも住宅ローンの減税の拡充などですね、それら東京オリンピックなどが背景になって、景況感が改善されるということで、そういったプラス要素から、16年前に3%が5%になったときのようなですね、落ち込みが少ないで、あのような落ち込みは少ないであろうということで、見込みでございます。また、そう願いたいものであります。 しかし、そういった中において、計画的に調和のとれた土地計画、土地利用がなされていかなければならないと思い、質問させていただきます。 まず、用途地域について、でございます。 都市計画用途地域の指定が、夜須都市計画用途地域と甘木都市計画用途地域、これに二分されておるようでございます。疑問に思うところです。 これは、国県が指定した枠組みで、実際の現場にどれだけの影響を及ぼすかは分かりませんが、大事なものは直接執行にかかわる町の都市計画だとは思いますが。 しかし、都市計画の利用につきましては、町総合計画のハード面での根幹になる部分で、そういった観点から、同じ枠組みをもって取り組むべきと思うところでございます。 この計画地域の枠組みについて、いつ指定されたものか、また、これが指定されたのち、現在まで見直しや見直しを検討する協議はあったものか。 分かる範囲で結構でございます。ご答弁をお願いします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	現状把握に関するご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 まず、最初に、1つの行政区に複数の都市計画区域が存在することに対する疑問ということでございましたけれども。 一般論になりますけれども、お答えをさせていただきたいと思います。 都市計画を決めるにあたっては、まず、土地の範囲を明らかにする必要があります。そこで、都心の市街地から郊外の農地とか山林のある田園地帯に至るまで、人や物の動き、都市の発展を見通しながら、地形などから見て、一帯の都市としてとらえる必要がある区域を都市計画区域と指定をしております。 このため都市計画区域は、都市の実際の広がりに合わせて定められるものであって、そ

	の大きさは1つの市町村の行政区の中に含まれるものから、いくつかの市町村にわたる広いものまで存在するということになっておるようでございます。 自然的、社会的条件など総合的な見地から、事実上旧三輪町の新町地区に至るまで、甘木市街地を中心として一体的な市街地を形成しておる甘木広域の都市計画も、この一例だということで捉えております。 特に、平成の市町村合併によりまして、筑前町の場合と同様に、1つの行政区域内に複数の都市計画区域が存在する市、あるいは町が増加したようでございます。 ご指摘のように、本町は合併によりまして、2つの都市計画区域が指定されている状況にありますが、一体的なまちづくりを行っていくうえでの、課題であるというふうに捉えておるところでございます。 次に、都市計画の枠組みはいつ指定され、また、見直しはどのような状況で行われたかというご質問でございますけれども。 都市計画区域を決定したのは、甘木都市計画が昭和18年の12月28日、夜須都市計画が昭和50年の9月1日に決定をされております。 用途地域の当初の決定につきましては、甘木都市計画が昭和48年の12月15日、夜須都市計画が昭和52年の4月1日に当初の決定を行っております。 この用途地域を変更したのは、甘木・夜須都市計画においても同時に行っておるようございまして、直近の変更といたしましては、平成6年の11月1日に、都市計画法及び建築基準法の改正によりまして、用途地域の区分が8区分から12区分に細分されたことに伴う変更を行っております。 また、平成23年の1月17日に、既存の第2種低層住居地域から延伸した住居地の中牟田地区2カ所と石櫃地区、また、第1種住居地域から延伸した複合施設めくば一等の施設があり、宅地化されている久光地区、及び第1種低層専用住宅並みの戸建て住宅開発が行われた南高田地区の計18.3haについて、見直しを実施をいたしております。 次に、三輪と夜須で用途地域内の容積率が違うというようなことございまして、先ほど申し上げましたように、甘木の都市計画、夜須の都市計画におきましても、平成6年の11月1日付で住居要件の用途について、法改正に従った見直しを行っております。 具体的には、夜須地区の都市計画におきましては、篠隈地区で第2種専用住宅を第1種低層専用住宅に変更した事例を除きまして、第1種あるいは第2種住居専用地域を、それぞれ第1種あるいは第2種の低層専用住宅地域として、また、住居地域を第1種住居地域に変更いたしております。 次に、旧三輪町が属する甘木都市計画におきましては、一部が準工業地域から第1種住居地域に変更した事例が依井地区で4haほどございましたけれども、それ以外は住居地域を第1種住居地域に変更いたしております。 変更後も第1種低層専用地域は60%、第1種住居地域は200%と、従前の区分と容積率が変わらなかったわけでございますけれども、第2種の低層専用住宅は容積率が200%を80%に変更いたしております。 このことによりまして、現状のような両地区のかい離状況が生じたものでございまして、旧三輪地区の新町、依井地区が容積率200%に設定をされておりますけれども、一番分かりいいのは、甘木の都市計画図を見ていただければ一目瞭然とするわけでございますけれども、依井地区から甘木中心部へと続く用途地域が、第1種住居地域でございまして、甘木の都市計画内での整合性を図ったということであろうと考えております。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	用途地域については約40年ですね、40年前の設定ということで、都市計画区域に

	については70年、これはもう戦時中ですね、戦時中の設定ということで、それを今まで適用するというのは、ちょっと適正な状態ではないのかなということで、感じたところでございます。 また、今、用途地域の容積率ですね、等につきましても、含めて説明していただきました。 これについても著しく、やっぱり夜須都市計画区域と甘木都市計画区域の中で、著しい差があるというのは、好ましくないように感じたところでございます。 また、甘木都市計画区域については、新町、依井地区につきましては、旧甘木市の流れで、用途地域を設定してあるというのは、ほんとこれは特に、問題と思いますので、ぜひ早急に改善に向けての検討をお願いしたいと思うところでございます。 そしてまた、冒頭に申し上げましたが、こういった建築ラッシュで地域情勢が目まぐるしく動いている中、住民の皆さんの動向をしっかりと捉え、調整を図り、計画的な土地利用をすることは、とても大事なことと思っております。 筑前町には都市計画審議会、これがございます。町長の諮問機関として組織してありますが、この審議会は定期開催なんでしょうか。また、どのような頻度で開催されておりますか。お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 都市計画審議会は、町の都市計画条例第2条の規定に従いまして、町が定める都市計画に関する調査審議が必要な場合などに、町長からの諮問に応じて審議会を開催をいたしております。 都市計画審議会の開催頻度につきましては、筑前町の合併後でございますけれども、平成17年度に1回、19年度に1回、20年度に3回、21年度に1回、22年度に2回の、計8回開催をいたしております。
議 長	木村議員
木村議員	定期開催ではなく、町長の諮問を受けたときのみということですね、開催頻度についても、今聞いた範囲では、かなり少ないように感じるところでございますが。 例えば、農業委員会のようにですね、土地利用の許認可にかかわる審議等を頻繁に行えばですね、もう少し土地利用に関しても、住民の皆さんのニーズに沿った計画ができるのではと思うところですが、見解をお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 都市計画は、都市の将来像を決めるものでありまして、かつ土地に関する権利に相当な制限を地権者に加えることもあります。 そういうことから、各種の行政機関や住民等の利害を調整しながら、さらに利害関係の権利、利益を適正に保護する観点からも必要だというふうに考えております。 このため都市計画法では、学識経験者等の第三者からなる都市計画審議会が都市計画を決定する前に、その案について調査審議することとしております。 都市計画審議会は例として出されましたけれども、農業委員会のように、具体的な申請案件について、許可同意に関する審議をするだけでなく、都市の将来像の姿を決めるための調査審議でございまして、かつ市町村長の諮問に応じて、都市計画に関する事項を調査審議させるために、都市計画審議会を置くことができるという、都市計画法の審議会設置の法の趣旨から、審議会が必要なときと場合に開催することで、問題はなかろうということ考えております。
議 長	木村議員
木村議員	農業委員会の例えは極端だったかもしれませんが、この審議会はですね、都市計画法

の77条の2にもありますが、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、関連する事項を調査審議し、関係機関に建議すると。こうあります。

今、課長が言われましたが、住民の利害を調整し、適正に保護する。このために都市計画を決める草案を調査審議する。そういうふうな位置付けにおいては、今の開催状況では、いささか不安を感じるところでございます。

次の質問にまいります。

これは、先日私がかかわった町内での開発の一例でございます。開発にかかわる事案でございます。

そこは準工業地域でございました。これは、主に軽工業の工場と環境悪化の恐れのない工場の利便を図る地域で、住宅、店舗は建てられるが、危険性、環境悪化の恐れが大きい工場は建てられないと。こういった地域でございます。

この準工業地域は、住宅と工場が混在するために、トラブルがとて多い用途地域ということでも聞いておるところでございます。

今回の場所につきましては、隣接地は住宅しかない場所のまん中の位置する開発でございました。しかも工場建設にかかわる開発でした。

地域住民の方はとても心配されて、私のところに相談にお見えになりました。私もすぐさま様々な方法で調査したわけでございますが、これはお菓子の工場でした。お菓子の工場というよりも作業場といった感じで、もちろん法律的にも何ら問題のないものでございました。

開発者の方にお会いして、お話をお伺いすると、地域の雇用も予定していますと、自治会の行事についても積極的に応援させてもらいますということでもございました。そういうことで、近隣の方もやむを得なく了解をされました。

手続き上は協議和解と申しますか、ということであると思いますが、その隣の住民の方は、定年まで福岡市内の会社で勤続34年間、一生懸命働いて、一生懸命税金を納めて、定年後に地域の青少年育成ボランティア、福岡県青少年アンビシャス運動、これを先頭に立って7年間一生懸命していただきました。

それと同時に、行政の地域ボランティアを9年間、これまた積極的に頑張っていたいただいて、今年の11月にやっと任期を終えられまして、今から奥様と2人で安心して、安らかにこれからの人生を楽しまれることだったでしょう。

それが、いくら隣の敷地とは言え、自分の家の玄関から10m余りのところに工場が建つんです。

建築基準法上の最高面積はもちろんクリアした計画だと思います。しかし、今まで風通しが良かった畑だったんです。そこが風通しが悪くなるんです。

お菓子の工場だから甘い良い匂いじゃないですかということになるんですけど、夏の猛暑の中に、甘い匂いが朝から晩まで年中すれば、やっぱりそれはどうかなと思います。

洗濯物を干したら、それに全部匂いが付くんです。そういった中で生活をしなければいけないわけなんです。私だったら申し訳ないけど、反対します。

今回の当事者の方は、地域の発展のためになるなら、いいよということですね、寛大なお気持ちで了解いただきました。

しかし、それは結果論であり、本来の好ましい形だとは思いません。事業者の方ももちろん正論です。近隣の方も正論です。

では、何がおかしいか。

今回の件で見ますと、国道2本に挟まれた約1.3平方キロ、これぐらいの住宅地域に、専用住宅が110軒、アパートが9軒、小規模な工場が8軒、中規模な工場が3軒、ここが準工業地域なんです。

これを、そこは線路が通っているんですけど、線路境にくくれば、住居専用地域でも十分成立するんです。

	後から出します都市計画マスタープランにも関係しますが、地域別構想の実現のための主要の課題の第1の項に書いてあります。 二、朝日地区は工場地と住宅地の混在が大きな課題ですと。この課題に向けて、用途地域指定による誘導云々ということで、明確に記載されてあります。 6年前の資料で、現状を明確に把握し、課題も的確に設定されてあります。 それがどうでしょう。現場を見ると、全く改善してないと言ってもいいような状況でございます。 町内の他の地域でも同じような問題を耳にします。これが、昨日の一般質問でも出てきましたが、総合基本計画、これに明記してある、社会情勢の変化や町民のニーズの動向を踏まえ、土地利用関連計画の総合調整を図り、計画的な土地利用を推進することなんですか。お尋ね申し上げます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	今、議員のほうから例に出されました件につきましてはですね、夜須都市計画区域は昭和52年に用途地域を設定しておりますので、いつ建てられたかというのは承知しておりませんが、用途地域として、準工業地域に指定されておる、あるいはその以前であれば、その後準工業地域に指定されたということじゃなかったらうかとは思いますが、現状は、そういうふうな現状をきちんと把握しているかということでございますので、お答えをさせていただきます。 都市計画のマスタープランには、本町の都市づくりを長期の中で検討するものでございまして、計画の目標年次を平成38年度といたしております。 しかしながら、都市計画法の第6条に、都市計画基礎調査の規定がございまして、概ね5年ごとに都市政策の企画立案及び都市計画の運用に資するための土地利用状況、建物状況、都市施設、市街地施設等の状況について調査をいたしまして、都市の現況及び動向を把握をいたしております。 本町では、直近で平成23年に実施をいたしております。23年度に実施をいたしております。 この都市計画の基礎調査におきましても、ご指摘の朝日地区の準工業地域につきましては、住居系の建物等が主に立地をいたしております。指定用途と不整合が生じていることが課題であるということで捉えております。 今後住宅系の建築物が隣接して対用途の建築物が立地した場合などには、日照あるいはプライバシー等の問題等をめぐりまして、建築紛争が生じることも危惧されるところでございます。 対策といたしましては、用途地域の住居系用途への変更、あるいは日照規制の導入等が考えられますけれども、両問題につきましても、当該地区における既存不適格建物について、検討をする必要があるというふうで捉えております。 そういう状況にありますけれども、町ではまず、この問題に着手する前に、まず第1段階として都市計画の土地変更につきまして、関係住民の理解を得る作業が、まず第一義ではなかろうかというふうで捉えております。 その後に第2段階といたしまして、住民の合意形成がなった段階で、用途変更に関する諸手続きに着手するという、そういうふうな2段階を踏む必要があるのではなかろうかというふうで考えております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	私もですね、今回、この問題に携わりまして、いろいろ調べて、既存指定区域ですね、これの見直しというのは、ほんと大変な作業であろうと実感しました。 しかし、大変だからこそ、やはり急いで適正な見直しをしていかないと、時間が経てば経つほどもっと困難なものになると感じたところでございます。ぜひ早急ですね、

	着手をお願いしたいと思うところでございます。 次の質問にまいります。 筑前町には、都市計画用途地域の面積の割合、これが、山林及び農地ですね、これを除いたら19.29%だそうでございます。 用途指定がない区域、いわゆる俗に言う白地地域ですね、この割合がたいへん多いように感じるところでございます。 主だったところと言えば、原地蔵、山隈、久光、これらの住宅の割合が著しく多い地域においても、白地地域が存在しております。 これらの地域においても、法律上十分に工場等の建築が可能であり、放っておくと住居専用地域の指定は困難になり、先ほど申し上げたような地域のトラブル、これが発生する火種になるのではないのでしょうか。 この時期において、白地地域も住民のニーズをしっかりと聞きながら、早急に指定していくべきではないのでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	白地地区を用途地域へ、ということでのご質問と捉えておりますけれども。 筑前町の都市計画マスタープランの上位計画といたしまして、福岡県の都市計画マスタープランがございます。 その中には、県の都市づくりの目標である「暮らしやすく活力のある環境共生の都市づくり」を実現するために、全県域の都市整備の基本的な考え方といたしまして、これまでの膨張型や拡散型の都市づくりから、環境負荷が少なく多様な世代が快適に魅力ある都市生活を、身近な街中で送ることができるコンパクトな都市づくりへの転換を目指すという都市計画の考え方が示されております。 町では、県が目標とするこの都市整備の考え方に即した都市計画を目指しておりまして、また、本町の都市計画の現況といたしましては、市街化の圧力が比較的低いことから、全長を線引き都市計画区域としておるところでございます。 なお、進行市街地と言いますが、「しんこう」は現在進行形の「進行」ですけれども、進行市街地のエリアに用途地域を設定をいたしてしておりまして、それ以外の地域では大半が農用地、自然保護地域、保安林に指定されていることから、無秩序な開発からはある程度守られているのではなかろうかと考えておりますけれども、森林、田園の保全方策も町の重要な施策の1つでございます。 住宅地等の地域だけではなくて、森林、田園の各地域がお互いに機能を分担しながら、自然環境と共生するまちづくりを目指していきながら、今後も社会的な需要と現状に即した用途地域の見直し検討にも努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	町のマスタープランの上位計画のですね、福岡都市計画マスタープラン、これの基本構想がですね、コンパクトな都市づくりへの転換ということで、それに沿った取り組みということで、白地区域になっておるといいますね、根拠は分かりました。 だからと言って、今の取り組みで、じゃあ、白地区域の開発が減って、住宅が市街地に集中するかというと、そうなるとはちょっと信じがたいところではございます。 圧力が低い今だからこそ、早急に指定していくべきではないだろうかと、私は考えるところでございます。 次に、既存市街化地域の整備について、お尋ね申し上げます。 まず、都市計画マスタープランについて、でございます。 まちづくりの指針となる筑前町総合計画の根幹の部分になる都市計画マスタープラン、この住民の皆さんのアンケートをもとに様々な目標を立てて取り組んであります。

	このアンケートは、総合計画策定時のもので、8年間を経過しておりますが、修正などが必要ではと考えるところでございます。 もちろん基本となる施策が、アンケートごとに頻繁に右往左往すると、これは問題でしょうが、住民検証の観点を含めまして、見直しは、修正はもっと短いスパンであるべきだと考えるところでございますが、いかがお考えでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	都市計画マスタープランでございますけれども、筑前町総合計画に掲げております将来都市像を具体化していくために、都市計画分野に関する基本的な方針を示しておるということで考えておりますが、都市計画マスタープランは、都市計画法18条の2に位置づけられた町の都市計画に関する基本方針となる計画でございます。本町の都市づくりを、町民と行政が一体となってまちづくりの在り方を考えながら、筑前町の将来像を実現していくための方策とかルールなど、町の将来像を実現していくうえでの基本的な方針を、長期の中で明らかにし、検討するものというふうに理解しております。 先ほども述べたかもしれませんが、都市計画マスタープランは、現時点から考えましても、25年から38年ですから、13年後の平成38年を目標年度とする長期計画でございます。 このため町では概ね5年ごとに都市計画法第6条に規定する、都市計画基本調査を実施し、土地の利用状況あるいは建物状況、都市建設あるいは市街整備の状況等について調査をし、土地の現状と動向を把握しながら、都市政策の企画あるいは都市計画の運用に関しまして活用いたしております。 そういうことでございますので、長期の計画ではございますが、この都市計画の基礎調査を有効に活用しながら、筑前町の都市の未来像であります「緑輝くさわやかな環境共生都市筑前町」の実現を目指していきたいと考えております。
議 長	木村議員
木村議員	長いスパンのですね、この長期構想ということで、基本的方針の部分ということで、十分理解できました。 しかし、もちろん基本構想部分は、対抗部分は扱うべきではないと思います。しかし、5年ごとの基礎調査をされてあるなら、これは、現況課題部分もこの中に載せてありますが、その部分につきましては、例えば先ほど出しました都市計画審議会ですね、それらに諮り、見直していく方が望ましいのではと考えるところでございます。 それでは、このマスタープランの中にあります、この町民アンケート、これが入っております。 それについて、1番、健康福祉の町、2番、快適住環境の町、3、環境保全の町、これが町民の皆さんのニーズの三大要望ということでございます。 また、今後町が力を入れるべきという部分で、1番に医療体制の充実、2番、高齢者福祉の充実とあります。その上でいろんな課題を見出してですね、各課施策を実施されておるところでございます。 町民のニーズをしっかりとリサーチして、都市像を描くというスタイルは分かります。しかし、町民が医療体制の充実の部分について、これは、3割の方が望んであります。 それで、この冊子を読みますと、後のページから、単に医療の単語だけ取っても1回しか出てきません。 医療については、各課、現場任せの取り組みなんでしょうか。マスタープランの中でも、医療に対する指針を明確にするべきではないでしょうか。 医療にかかわる都市計画面についても、町内の医療施設が病院からの距離、これを基準に、どれだけの地域をカバーしているのかとか、例えば福祉バスのルートと医療施設の

	位置関係は適切であるかだとか、目指すところはたくさんあると思います。 しかし、この医療について、ふれられてないのはなぜでしょうか。 この質問については、以前承認されたマスタープランの内容部分でございますので、今更質問するのはどうかとは思いますが、また、健康課、福祉課等の担当かもしれません、マスタープランの見直しですね、マスタープランの見直しを前提にして、なおかつ住居分布に対する医療施設の配置、こういう観点でお答えいただければと思います。よろしくお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まずですね、前段の質問でもございましたけれども、土地利用、筑前町の土地利用は、どういった法規制によって制約を受けているかというところを、少し整理した形で説明させていただきます。 まず基本構想、町の総合計画は、法律に抵触しない範囲内で制定することができるわけでございます。 町の土地利用を規制している法律は、主に3つございます。 1つは、都市計画法による用途地域の設定でございます。それともう1つは、これは町の大半を占めますけれども、農業振興地域の振興に関する法律、農振法です。これによって、土地利用の規制をやっております。 この規制と申しますのは、私権を制約をしております。公共の福祉を優先という形で、土地利用の規制をしているわけでございます。 それともう1点は、本町は山林を有しております。それは、森林法による規制です。その森林法の規制によりまして、保安林地域を設定しております。この地域については、相当なことがない限りその目的に沿った土地利用しかできないということになっているわけでございます。これは、法律でございます。 法律と基本構想、どちらが大きいかと、法律でございます。 そして、今度の基本構想におきましてはですね、自治法の中でこの構想の部分が削除されました。その部分だけまだ余計私にとっては、私の思いとしては、法律が強くなったという意識を持っておりますけれども、そこは地域主権の考え方で、また主張していかなければならないと思っているところでもございます。 その中で、今言われましたように、日本全体が人口減少社会に進行しております。そういった中では、よりコンパクトなまちづくりを進めていかなければならないというのが、より都市計画法の考え方であり、農振法の考え方でもあります。 同時に農振法の考え方は、食料を保全するというのが大前提でございます。ですから、土地利用については農地を優先する。その例外的に住宅地があつて、その周辺地に農振白地があるということでございまして、その農振の白地については、都市計画法の用途地域の制定が及ばない分野であるということは、まずご理解いただきたい。これは、法でございましてですね、町の条例で制定できる分野ではございません。ただ、指導方針としてはできる可能性はあると、私は理解しております。 そういったことでございまして、まず基本構想があります。基本構想の中に、これは、非常に抽象的な表現を取らざるを得ません。あとは個別計画に委ねるわけでございます。 ですから、その医療計画というのは、福祉計画あるいは医療計画等を、それぞれ個別に制定いたしまして、具体的な計画を策定し、実施計画、予算に結びつけていくと。そのような仕組みになっているということでございます。 ですから、今言われました医療関係については、都市計画法で詳細については、述べることはできないし、述べることも不可能だろうと思っております。 あくまで医療機関等々についてはですね、やはり福祉関係で調整をしなければなら

	い。ただ土地利用としては、そういった分野は用途として認めますよということの設定は、都市計画等々でなされると、そのように考えております。 したがいまして、非常に錯綜しておりますけれども、制度としてはそのようになっていくと。その中で我々は土地利用を推進しているということでございますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	よく分かりました。 様々な法律が関連しまして、そういった中で適正な計画をなされているということで、十分取り組みをしていただいて安心したところでございます。 しかし、指導方針とかについてもですね、もっと寛容なですね、やっぱり対応で、しっかり現状に甘んじずにですね、住民の一番の要望であります。医療の充実という部分はですね。ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと、よろしくお願いします。 次に、このマスタープランの全体構想にあります、都市活動、交流の町の拠点づくりという項がございます。 このサブ拠点として、朝日都市ゲート拠点を位置づけ、福岡市からの本町のゲートとなる場所で、本町の顔となる印象的な町並みをつくる。こうあります。 果たして、このプランが裏付けられる開発が、印象的なまちづくりの開発が、現在行われておるでしょうか。 他の議員さんから、過去にいろいろな質問がありましたが、狭いとかですね、駅を新しい駅をつくったらどうかとかありましたが、多少ガードの下に歩道ができたり、改善は見られておるところでございます。しかし、町の顔としてはいささかどうであろうかと、物足りなく思うところがございます。 今年ホテルも建ちました。コンビニエンスストアですね、これも建っております。地域が活性化して、とてもいいことだとは思っておるところでございますが、町の顔として位置づけがあるのであれば、建築の際に景観の部分で補助金を当ててですね、町としてのふさわしい町並みになるように相談するとか、計画的な手立てはあっていいものではないかと思うところがございます。 併せて、ここは皆さんもご存じのとおり、386号線の起点でもあり、朝倉路の始まりでもあります。せっかくこのような観光、その他についてですね、有利な位置関係にあり、先頭に立って動かなければならない自治体と思います。もっと広域圏にですね、積極的に働きかけて整備を進めるべきではないでしょうか。 これは、町長に直接ご答弁いただけたらと思います。よろしくお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まさに今、議員が言われますようにですね、やはり玄関口なんですね。特に山家の交差点というのは、非常に印象深い、これから朝倉路である、筑前町であるということですね、玄関口として非常に大切な場所だと、常々思っているところでもございます。 一昨年、亀の井ホテルさんの代表さんが私の所にみえました。よその町では、しっかり亀の井ホテルさんの誘致合戦をしてあるんですと。筑前町は誘致もしなくて私どもは進出してくるんですというような話をされました。 なんでうちの町に来てくれるんですかという話をしましたら、町が勢いがあるということでございました。糸島にもつくられたそうです。うちよりも大きいやつだそうです。 ただ、筑前町についても十分、まだまだ発展の可能性を認めるから、ここに進出してきたということで、まさにありがたい話だと思っております。 やはりまちづくりは、行政だけでやるものでは全くございませんで、うちの町はそういった民活が利用できる地域柄だと思っております。

	議員もご案内のようにですね、ここ数年の間に、386沿線に様々な事業所、店舗ができました。篠隈周辺にも、いろいろ全国チェーン店ではございますけれども、あーいった店舗が進出する理由というのは、町にやはり元気があるからだということだそうでございます。そういった町の活力は、民間共々やっていくべきだろうと思っております。 そういった中で、行政ができるべき点は何かということで、1つ取り組んでおりますのが、地道ではありますが、バス停の整備でございます。 これもですね、案外インパクトはあるんです。町の景観を良くします。イメージを良くします。 と同時に、サラリーマンとか学生の人たちにですね、まちづくりを実感していただける1つの場所に、スポットになり得ると、私は考えます。 そういったことで、今、山家にも今できたばかりでございますけれども、本来はもっとインパクトのある施設をつくりたいんですけれども、今の人の動向からすれば、あーいった程度から入るべきではなかろうかと思っているところでございます。 それと議員も気づかれておると思いますが、JR線ですね。あれは非常に災害時の非常線として廃線にはならない路線だと聞いております。非常に便数が少ないと、何とか活用できないかという思いは持っておりますけれども、なかなか具体的な動きができないというところでもございます。お互いに勉強させていただければと思います。以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。 先日、人権フェスタでですね、町長のごあいさつにもございました。人は見られることによって元気になると。町も一緒だと思っております。 筑前町の顔として位置づけされております。ぜひ、町が元気になるような、今も本当に外部からの評価で、亀の井さんも町が本当に元気のある町ということで、評価していただいておりますので、もっとですね、直接の、じゃあ実際に、あの地区がどうなっておるかという、やっぱり事業等に関しては、まだまだ物足りないと感じておるところでございます。 これは、担当課におきましては、この地区において、特別作業を展開されておるとか、そういうものはありませんでしょうか。お尋ね申し上げます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 町長からもふれられましたけれども、都市計画マスタープランあるいは緑の基本計画等の政策に基づきまして、1つには朝日公園ですね、朝日西区の西側になりましょうか、にある整備を、緑の基本計画に基づいてやっております。 それから、二地区においては、公園整備に向けた地区住民とのワークショップを行って、将来の公園のあり方について、二地区の方で協議を頂いたところでございます。 それから、二地区のバス停にはバスカットを設置し、あるいは駐輪場を設置するなどの諸事業に着手をしておるところでございます。 なかなか大きな事業ではございませんけれども、1つ1つ進めておるところでございます。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。 二、朝日地区を含めたところでですね、展開していただいておりますので、ぜひ、積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。 続きまして、次の質問でございます。 まだいっぱい残っておりますので、ちょっと割愛させていただく部分があると思いま

	す。残り時間が１０分になっております。 先ほども申し上げましたが、町内の今進めてあります新築工事ですね。これは、適正な用途地域に適正な手続きですね、それで進めてあると思います。 これは、でも実際に現在建築中の物件を見ますと、バブル時代の法律及び条例のもと造成をされ、売れ残った区画ですね、これが埋まっているケースが多く見受けられるところでございます。過去に宅地として許可した以上、今から制約を付加するのは無理でしょうが、現在の様々な社会の事情を鑑みましてですね、先ほどのマスタープランなどに沿って、道路幅員等を、例えば相談するとか、雨水についても、今はゲリラ豪雨でかなり増えております。雨水排水路についても、もう一度見直すとかですね、そういった方向で指導することはできませんでしょうか。お尋ね申し上げます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	町内で開発を行う場合でございますけれども、一定の面積あるいは一定の条件、開発条件を超えた場合については、筑前町の開発指導要綱による開発協議とか土地計画法第２９条に基づく県開発の許可が必要になってまいります。 この開発協議とか県開発の申請の段階で、農業振興地域あるいは農振転用の確認を行ったり、あるいは道路法、あるいは文化財保護法に基づく関係各課との協議のほか、技術基準におきましては、町の開発要綱とか県の開発基準どおりに計画されておるか等の、多方面にわたる開発内容の確認を行っておるところでございます。 また、本町は全域が都市計画区域であるために、建築基準法に基づく建築確認申請が必要となっておるところでございます。 いずれの場合におきましても、法令あるいは町の指導要綱に即した開発又は建築を行っていただいておりますわけございまして、議員がおっしゃいますまちづくりに対するお考えについては理解をいたしますが、個々の事例ごとに開発条件の上乗せ適用等はできないというふうに理解しておるところを、ご理解いただきたいと思います。
議 長	木村議員
木村議員	上乗せ適用はできないということですね、了解できました。 しかし、指導はできなくてもですね、相談はできるとしますので、ぜひ、案件ごとの寛容な対応ですね、地域住民にももちろん不利益がないように対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。 通告書の１の２の項については、終わったわけです。３の商業施設について、でございますが、これは時間がないようですので、一部だけ質問させていただきます。 町内複数地域におきましてですね、これは、先日の買い物弱者の対策についても質問がありましたが、買い物が困難になっている地域があるということでございます。 これは、今出てきました二地域におきまして、西部地区におきまして、買い物するところはかなり減っております。 これは、平成２２年の８月、山家道にあるスーパーが閉店しております。これで５年間過ぎているんですが、コンビニエンスはできたんですけど、日用品を置いておるようなところがありません。みんな困っております。地域の方は、筑紫野市まで買い物に行かれておるそうでございます。 例えば、配達弁当であるとか配達食材とかですね、そういうので対応するとか福祉バスですね、それらを利用して買い物に行ってもらう移動手段をつくるとか、そういう対策は聞いておるところでございますが。 やっぱり実際に足を運んでもらう。そして、そこにコミュニティができるんです。これは、認知症の調査でもありましたが、人と話すことがかなり影響するという調査もございます。 やっぱり出て行ってもらって、そこで話してもらおう。スーパーで、小さいですけど、

	コミュニティができる。その中でやっぱり日常を過ごしてもらおう。大事なこととおっております。 これは、計画的に誘致するような計画はないでしょうか。お尋ね申し上げます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	都市計画課の立場としてお答えをさせていただきたいと思いますが。 二、朝日地区の２００号線とか３８６号線の沿線沿いというのは、すでに多くの投資的なサービス施設の土地利用が進んでおりまして、沿路サービス地区としてのポテンシャルが非常に高いことを示しておりますし、ここを大幅にですね、土地利用の転換とか住居系用途への変更というのは現実的には無理ではなかろうかというふうには考えておりますが。 一方で、現在の準工業用地域が指定されております国道３８６号線の以南ですね、については、田畑等の耕作地と住宅地が多くを占めておりまして、土地利用は住居系に比較的純化したような状況にありますので、現時点では場所によっては、住居系用途への転換が容易な土地利用状況にあるのではなかろうかというふうに考えます。 この地区はすでに、一部筑紫野市との概念的な市街地を形成するような高層建物も建ってきておるようでございます。 こういうふうな地域でありながら、本町の中では比較的人口集積が進んでおります当地区であっても、大型商業施設の入れ替わりとか他の施設への転用があっているのも、これも現状です。 商業施設活性化のためには、消費者の需要に即したような魅力的な店舗づくりは必須の要件だろうとは思いますが、都市計画の立場から言いますと、本町の他の地区で見られるような低層あるいは低密度な住宅地とは異なるような視点からですね、住居系土地利用の誘導あるいは用途の変更等を考えることで、地区内の消費者層を増加させるような施策に繋げていければということで考えておるところでございます。以上です。
議 長	木村議員、時間が迫りました。
木村議員	はい。 まだたくさん言いたいことはあったんですが、平たく言えば町にまんべんなく商店が配置されてないので、買い物が困ってある方がいらっしゃるから、一緒に頑張って取り組みましょうということでございますので、ぜひいろんな方面の観点からですね、よろしく願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
議 長	これにて１番 木村博文議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩いたします。 １０時４５分より再開いたします。 （１０：３０）
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 （１０：４５）
議 長	１３番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問します。 まず、安心・安全の暮らしを守る取り組みについて、大きく３点質問します。 初めに、社会保障制度改革国民会議報告の問題点に対する見解ということで、少子化対策、医療給付、介護の各々の分野について、お尋ねをします。 ２０１３年１０月１日、安倍首相は、内閣府が９月に発表した２０１３年４月から６月期の国内総生産、いわゆるＧＤＰの改定値が実質０．９％となったこと。さらに、２

	020年オリンピックの東京招致成功により、経済効果が期待できることなどから、2014年4月から消費税税率を8%に引き上げることを表明しました。 皆さんご承知のように、元々消費税の増税は、社会保障の充実を名目にしたものだったのではないのでしょうか。 しかし、安倍政権の下では、2012年8月に消費税増税法とともに成立した社会保障制度改革推進法に基づき、充実どころか社会保障費を削減する社会保障制度改革が進められています。 参議院選挙が終わるのを待っていたかのように、安倍政権は今年8月から、生活保護基準の引き下げを断行し、同6日には社会保証制度改革国民会議が給付抑制と負担増を内容とする、確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋と題する報告書をまとめ、安倍首相に提出し、安倍政権は今後の社会保障改革の手順、行程表をまとめた社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく法制上の措置の骨子についてを、8月21日閣議決定しました。 報告書は2012年8月に消費税増税法とともに成立した子ども・子育て関連法、子ども・子育て支援法、改正認定子ども園法、児童福祉法など、関連法律の改正法を恒久財源の確保ができたと高く評価し、関連法に基づき2015年4月から実施される予定の、子ども・子育て支援新制度の着実な実施を打ち出しています。 しかし、新制度の目的は、現在の保育制度、施設補助方式自治体責任による入所、利用の仕組みを、介護保険法や障がい者総合支援法のような利用者補助方式、給付金方式、直接契約方式、保護者の自己責任による利用の仕組みに変えることにあります。 給付金方式にすることで、現在の保育所などへの補助金を廃止し、使途制限をなくして、企業参入、市場化を促すとともに、市町村の保育義務をなくし、保育の公的責任を縮小することを意図して構築された制度と言えるのではないのでしょうか。 多くの保育関係者の運動によって、保育所の利用児童に対する市町村の保育実施義務は残されましたが、認定子ども園、幼稚園、保育所は教育・保育施設とされ、保育所運営費などの現在の補助金が廃止され、支給認定を受けた子どもの保護者が教育・保育施設と利用契約を結び、子どもが教育・保育施設を利用した場合に、施設型給付費、給付金が支給されることになりました。 本来は子どもの保護者に支給されるのですが、施設が代理受理をする仕組みです。これは、支援法の第27条です。 保育所のみ市町村の実施義務が残されたため、保護者と市町村との契約という形を取り、私立保育所には委託費が支払われますが、委託費は施設型給付費の算定方式で支給され、法制度としては、利用者補助方式への転換が完了したと言えるのではないのでしょうか。 そこでお尋ねしますが、新しい保育制度では、保育所を利用する場合にも保育必要量の認定を新たに受ける必要があり、この認定により、長時間区分の子どもと短時間区分の子どもに分けられること。保育必要量を超えた保育時間については、全額自己負担になること。保育所に支払われる委託費も区分に応じることになることなどといった新制度の仕組みを、保護者や保育関係者に知らせてあるのか、お尋ねをいたします。
議長	こども課長
こども課長	保育の必要性の認定事務ということでございますので、私のほうから回答させていただきます。 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき支給認定、実態としての保育の必要性を認定する仕組みになります。 保育の必要性の認定や選考にあたっては、現在、国の子ども・子育て会議で、その基準等について審議されている最中で、直近では第8回目の会議が11月25日に開催されていますが、現行の児童福祉法施行令による要件と新制度の要件について、改正する

	部分や現状を維持する部分などの調整がまだできず、最終部の結論にはまだ至っておりません。 国が示している作業日程では、今年度末、来年の3月末までに、新しい保育制度に関する政省令を作成して交付するので、市町村は交付された認定基準に基づき、26年度下半期以降に認定事務が行えるように、支給認定基準に関する条例等を策定するというスケジュールになっています。 そのためご質問の新制度の仕組みを、保護者や関係者にお知らせする時期は、来年度の後半期頃になるものというふうに考えておりますけれども、併せて時間も限られていることから、ホームページの活用や資料等を作成して配布することも必要だというふうに考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	周知期間が短いということで、保育の現場が混乱することのないよう対応をしっかりと取っていただきたいと思います。 次に、老朽化した美和みどり保育所について、お尋ねします。 町内ただ1つの公立保育所である美和みどり保育所ですが、長い年月が経ち老朽化が進んでいます。 公立保育所の施設整備補助金は廃止されていますが、今後建て替えや改築などの必要があると思います。どのような手立てを考えているのか、町長にお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私の回答の前にですね、今の状況等について、担当課長が説明申し上げます。
議 長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 美和みどり保育所は昭和54年3月に竣工をしていますので、築34年を経過しております。ご質問のとおり、公立保育所の施設整備に係る国の交付金は平成18年度に廃止され、一般財源化されておりますが、施設の維持補修や設備更新のために、平成19年度から今年度まで約2,200万円余りを支出して、施設の維持に努めております。これが現状でございます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今のような状況を踏まえまして、また、前回の定例会のうちに、総務課長のほうから説明を申し上げましたように、現段階では公立と民間の保育士ともに長所を探しながらですね、運営していくというような基本的な考え方を持っておりますので、当面の改修工事等については取り組みたいと。本格的な改築工事については考えていないと、そのようなことでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	もう1点、美和みどり保育所について、お尋ねします。 将来的に美和みどり保育所は、どのような形に持って行こうと考えているのか。 例えば、篠隈保育所のように指定管理から民営化しようと考えているのか、町長の見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 前回の定例会のうちに、総務課長からも説明いたしましたように、当面はですね、まず民間に委託しまして、その成果、検証もすべきだろうと思っています。 その検証等も踏まえて、今後のことを考えていきたいと、そのように考えております。 現段階では、公営、民営、それをしっかりと見守っていききたいと、そのように考えてお

	ります。
議 長	河内議員
河内議員	安倍政権は今年4月に、首相の肝いりで待機児童解消加速化プランを打ち出しています。その内容は、2013・14年度の2年間、緊急集中取り組み期間で20万人分。2015年から2017年度の3年間、取り組み加速期間で40万人分の保育施設をつくるというものですが、報告書も新制度のスタートを待たず、同プランを推進すべきとしています。 待機児童解消のためには、不足している保育所を整備、増設していくべきですが、保育所整備の補助金制度が廃止されているため、認可保育所の整備、増設は進まないのではないのでしょうか。 また、プランは、認定保育所の増設よりも認定子ども園の拡充に力点を置いています。が、現在待機児童の9割近くが0歳から2歳児の低年齢児で占められており、低年齢児の受け入れ義務もなく、また受け入れ体制も整っていない認定子ども園では、待機児童解消の受け皿になるとは考えにくいのではないかと思います。 新制度において、待機児童の受け皿と考えられているのは、0歳から2歳の保育を必要とする子どもを対象とする地域型保育事業です。 しかし、その保育基準、面積や人員配置の基準は、国際的に見て低水準の保育所と比べても、さらに低く設定される可能性があります。 例えば、今年8月に、子ども・子育て会議基準検討部会が決定した小規模保育事業、定員6名から19人のB型の認可基準は、保育者の半分は無資格でも構わないとされています。 低い保育基準では、保育者だけでなく子どもにとって大きなストレスとなり、事故や虐待が増大することは容易に想像できるのではないのでしょうか。 新制度で待機児童解消、少子化対策は可能とは言えないのではないのでしょうか。見解をお尋ねします。
議 長	こども課長
こども課長	現在、新制度を調査、審議するために設置しました町子ども・子育て会議、第1回目の会議を10月4日に開催し、これから本格的な審議を行っていく状況にありますので、私のほうから回答させていただきます。 子ども・子育て新制度の目的は、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の量の見込み、並びに実施しようとする事業の供給体制の確保の内容、及びその実施時期等を中心に取りまとめた子ども・子育て支援計画を26年度に作成し、この計画に基づき27年から5年を1期とした関係事務事業を実施することにあります。 ご質問の待機児童解消については、今年度で言えば、当初入所児童数が町内4施設と管外委託を含めて484人であったものが、12月当初では545人と61人増えておりまして、町内保育所総定員490人を大きく超えている現状や、今年の10月下旬から11月にかけて就学前児童のいる全世帯と小学校児童のいる全世帯を対象に実施したニーズ調査の集計結果等を参考に、子ども・子育て会議で審議をしていただき、待機児童対策等に必要な施策を、計画に盛り込むことになるものと考えています。 また、少子化対策につきましては、少子化の原因と言われています雇用の不安定化や結婚、出産、子育ての希望が叶わない現状、子育ての孤立感と負担感の増加など、様々な要因が考えられますが、新制度における質の高い幼児教育、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域の子ども・子育て支援の充実など、総合的、一体的な子育て支援によって、少子化傾向の改善に繋がらなければならないというふうに考えております。以上です。
議 長	河内議員

河内議員	次に、医療分野について、お尋ねします。 初めに、国民健康保険の保険者の都道府県移行について、お尋ねします。 改革提言の骨子では、2015年の通常国会に法案を提出し、2017年度までを目途に順次実施とされています。 しかし、国民健康保険の都道府県化には、現在の市町村による一般会計法定外繰り入れの廃止などで、国民健康保険税が大幅に引き上げられる恐れがあること。国庫負担のさらなる削減により、国の財政責任が後退するなどの問題があります。 全国知事会は、国民健康保険の構造的な財政問題の解消を求め、保険者になることに難色を示しています。 国保広域化は、今どの段階まで進んでいるのか、お尋ねをします。
議 長	健康課長
健康課長	私のほうからお答えしたいと思います。 知事会のほうでは、構造的な問題が解決され、持続的な制度が構築されるならば、市町村とともに積極的な責任を担う覚悟があるというようなことで、見解が示されているわけでございますけれども。 言われますように、財政的な面で難航しているような状況でございます。 今、知事会のほうが求めていますのは、消費税増税による分の2、200億円と後期高齢者支援金を全報酬割にした場合に、捻出できる国庫の2、300億円を国保に充当すべきであるというようなことで、主張されております。 この財源につきましては、他の健康保険につきましてもですね、いろいろ主張があるようでございます。 ですけれども、29年度に向けてですね、そこら辺りは解消が図られていくのではないかとこのように思っておりますけれども。 広域化の問題は、財政的な問題だけが表立ってきますけれども、医療の供給体制というのは、県が所管をしておりますし、医療の供給体制と住民の負担の問題は、総合的にやはり調整されるべきものかなというふうに考えますし、各市町村で、今までそれぞれの考え方で進められてきたものを、このまま赤字財政の中でやっていくと、いろんな問題が起きて、持続可能な制度となり得るのかというような問題があると思います。 そういう全体的な面からですね、この面については注視をしていきたいと思いますが、まだ具体的に行われております問題としましては、29年度までに必要な措置を講じるというようなことでされております。 ただ、この内容については、まだ正式なものが来ておりません。ただ、県下におきましては昨年、広域化支援方針というものの改定が行われまして、これにつきましては、国庫が削減されたわけですが、その分が県の財政調整交付金のほうに回されております。 その分の配分方法で、法定化されておりました27年度からの医療費の平準化のための、1円以上の医療費の共同化事業、こちらのほうにその分から回すというようなことが、その中で決められております。 さらに26年度につきましては、県下で一斉に保険税のですね、試算が行われるような段階にきております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	次に、医療給付の重点化、効率化について、お尋ねをします。 重点化、効率化として、紹介状のない大病院の外来受診について、定額負担を求める仕組みが検討されています。 これについては、現在でも200床以上の病院の初診料は、保険外併用療養費制度の選定療養に位置付けられており、病院側は別途自由に設定できる上乗せ料金を徴収でき

	ることになっていますが。報告書の示した定額負担は選定療養とは異なり、初・再診療自体を保険給付から外したうえで、患者が支払うべき一定額を、国が決定するという仕組みが想定されています。 健康保険法等の改正が必要と思いますが、どういう流れで実施される予定なのか、お尋ねをいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 紹介状のない大病院について、定額負担が求められるというようなことでございます。 これは、今まで医療が病院完結型、初診から手術、それからリハビリというようなですね、風邪でも大病院を受診されるとか、そういうもので行われております。 ところが、それを地域完結型、初診は地元の主治医の先生、それから紹介を受けて大病院で手術なりをされ、そしてまた戻って来てリハビリから在宅というようなことで、それを図ろうというようなもので、言葉で重点化、効率化というようなことが上げられておりますけれども、ちょっとこの言葉がイメージ的にどうなのかなということは考えますが、そういうことをしていこうというようなことでされております。 これにつきましては、町としましては、やはり主治医を持とうとか、そういうことを今まで進めて来ておりますので、言われています、今、国民会議が出しています報告のとおり進められればいいのかというふうに考えておりますが。 言われております大病院での問題につきましては、今、国民会議が出しておりますのは、500床以上の病院について、紹介状の率を決めまして、その基準を下回った場合について、初診料を、今2,700円なんですけれども、それを2,000円に下げ、病院側はその不足分を徴収するというようなことが、今、国民会議の中では言われている分でございますけれども。 ただ、報道によっていろいろ違う分がございますけれども、大病院では初診で来られた場合に1万円とかですね、高額な料金を取れる制度となるというようなことも言われております。 これについては、まだはっきりしたものが見えておりませんが、地域医療の考え方が推し進められることは望むところでございますけれども、負担金の問題については、これはまた別の問題かなというふうにも考えております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	次に、70歳から74歳の医療費窓口負担についてですが、これも法律上の2割とすることと提言されています。これは、今まで毎年度予算措置で、1割負担に据え置かれていましたが、来年4月より70歳の誕生日を迎えた人から、段階的に2割負担に引き上げられる予定となっていますが、現在1割負担の、来年71歳から74歳までの方々も2割負担になるのか、また来年4月から2割負担を実施されるのか、お尋ねをいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 すみません、先ほどの質問でですね、肝心な部分を落しておりました。 大病院の部分につきましては、27年度に法改正がされるということが報道されております。 2割負担の問題でございまして、来年から、誕生日になると思いますけれども、誕生の翌月からになると思いますけれども、順次ですね、70歳になられた方、またその次に70歳に、その次の年にですね、という形で、順次行われるという形で今のところは承っております。以上です。

議 長	河内議員
河内議員	ということは、現在１割負担の来年７１歳になる方から７４歳は、そのまま１割ということではよろしいのでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	今の段階での情報では、そのとおりでございます。
議 長	河内議員
河内議員	来年４月からは消費税率８％への引き上げも予定されており、低所得の高齢者を負担増が直撃するのではないのでしょうか。 次に、後発医薬品ジェネリック医薬品の使用促進を提言していますが、これは、医療費の高騰を抑えるためにも、先発薬よりかなり安価な後発薬をより多くの人に使うことで、医療費給付が少なく済むことは、直接国保運営の上でも有効な手段として、健康課でも推奨していることと思いますが、実現の可能性は低いのではと考えられます。 というのも、日本が参加しているＴＰＰ交渉の過程で、世界的な製薬会社を抱えるアメリカが、先発薬の特許期間の延長を日本政府に要求してきていますし、新薬加算、正式には新薬創出適用外薬解消等促進加算というそうですが、新薬加算の恒久化も要求しており、自民党も２０１２年の衆議院選挙で、政権公約に恒久化を明記しています。 もし、これらが実現すれば、日米の製薬会社が莫大な利益を手にする一方で、安価な後発医薬品の普及どころか、後発医薬品そのものがほとんど流通できなくなるのではと考えますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 ＴＰＰの問題につきましては、私どもも新聞で見る程度でありまして、なかなかこの医薬品の特許の問題であるとか、そういうものが報道されていない部分がございます。 ただ、言われますとおり、特許期間の問題がありまして、安価な医薬品が消えていくのではないかなというようなことは、世界的にですね、心配されているところだろうというふうに考えます。 特に、開発途上国を中心にしましてですね、やはりこの問題については、アメリカとの交渉の中でですね、今日の新聞の中でも、知的所有権の問題というのが妥結しなかったというようなことで載っておりましたけれども、そのような問題があるというふうに思っております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	２０１３年７月には、日本政府がＴＰＰ参加をアメリカに承認してもらうため、日本郵政ががん保険に参入しないことを約束させられたばかりか、今、全国の郵便局でアメリカの保険会社アフラックのがん保険を販売するという事態にまで発展しています。 今でさえ貧困が拡大し、国民健康保険税が払えず、資格証明書や短期証が発行され、また、無保険のため必要な医療が受けられない人が増大しているというのに、ＴＰＰ参加による規制緩和と医療費抑制策が進めば、より深刻な事態が拡大し、国民皆保険が空洞化していくのではないのでしょうか。 次に、介護保険分野について、お尋ねをいたします。 報告書では、医療保険制度改革と同様に、給付抑制と利用者負担の増大を打ち出しています。 まず、地域包括ケアシステムの構築を名目にして、要支援者を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に段階的に移行させると提言しています。 お尋ねしますが、現在、筑前町で要支援１、２と認定されている方、また、認定されている方の中で、訪問介護や通所介護を利用されている方は何人おられるのか、まずお

	尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 要介護認定者数のうち要支援１及び要支援２の認定者数は、１０月で２５０人でございます。 その要支援１、２の方がデイサービス利用については、１０月審査分で８６人でございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	要支援者１、２が保険給付から外されれば、要支援者は訪問介護や通所介護などを利用する場合は、全額自己負担となるのではないのでしょうか。 現在の要支援者への保険給付のサービスは、重度化を防ぎ日常生活を維持する予防的な効果を持っており、要支援者には認知症の高齢者の方も多いと伺っています。 給付費削減を目的とした保険外でしょうが、要支援者の保険給付費は、介護保険給付費全体のわずか５％しか占めていません。長期的に見れば、要支援者の重度化が進み、むしろ給付の増大につながるのではないのでしょうか。 保険制度改革として、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げ、食費や居住費についての補足給付の支給に、資産、持家や預貯金等を勘案、特別養護老人ホームの入所者は、中重度者に重点化といった提言がされています。 ２０１３年９月１８日に厚生労働省が、社会保険審議会介護保険部会に、特別養護老人ホームの入所資格を、要介護３以上の認定者に限定する案を提示しています。 お尋ねしますが、特別養護老人ホームに入所されている方で、要介護度３以上の方は何人おられるのか、また、入所待機者の方で、同じく要介護度３以上の方は何人おられるのか、人数と割合をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 町内に特別養護老人ホーム、２施設あります。要介護３以上の入所者、合せて１８１名でございます。全入所者の９割を占めております。 また、特養の入所待機者のうち要介護３以上の人は、２つの施設合わせて１７７人でございます。全待機者の６５％を占めております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	骨子によれば、法改正を伴う改革では、介護保険制度改革が最も早く、２０１４年、来年の通常国会に介護保険法の改定案を提出し、２０１５年度の介護報酬改定に合わせて改正法を施行する予定とされています。 これらの改革が実行されれば、重い利用者負担のために、また軽度者と判定されたために、必要なサービスが利用できない高齢者が、また施設を追い出され、行き場のない介護難民が増大することは避けられないということを申し述べ、次の質問に移ります。 次に、特定秘密の保護に関する法律案（秘密保護法）の問題点に対する、町長の見解はということで、お尋ねをいたします。 人権、民主主義、平和を踏みにじる秘密保護法が、６日深夜の参議院本会議で、自民・公明の強行採決で成立しました。審議すればするほど、憲法と相いれない法案の本質が明らかになり、廃案、慎重審議を求める国民世論が日増しに広がる中での暴挙です。 多くの国民が廃案や慎重審議を求めている秘密保護法を、自民・公明両党が強行に成立させたことについて、全国紙や地方紙が６日、７日付社説で、抗議、批判をしています。 ６日付西日本新聞は、１面トップに社説を掲げ、「政治の暴走は許さない」の見出しで、無謀な戦争と無残な敗戦を教訓に据え、憲法を基軸に、自由で民主的な市民社会を

	1つの理想として追い求めてきた戦後の歩みとはおよそ相いれない、暴走する政治には、私たち国民が主権者として異議を申し立て、歯止めをかけなければならないと結んでいます。 また、信濃毎日新聞は、民意をくみ取る努力を怠る政治を、民主政治と呼ぶことはできないと述べました。 愛媛新聞は、個人より国家優先の思想に基づく安倍政権の本性、強権的体質をさらす暴挙。 高知新聞は、言語道断と言うほかない、暴挙を指弾する。と厳しく批判しています。 また、朝日新聞は、憲法を骨抜きにする愚挙との見出しを掲げ、憲法の根幹である国民主権と三権分立を揺るがす事態と指摘し、安倍政権が目指す集团的自衛権行使の容認と同様、手続きを省いた実質改憲の一コマと述べています。 また、東京新聞は社説で、同法について取り上げるとともに、1面トップでも、「国の形変えてはいけない」との見出しで、論説主幹が論評を載せ、戦争をしない国から戦争をする国へと向かっているなら、その進路は誤りだし、国民への裏切りだと指摘しています。 この秘密保護法案に対する町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	(「議長、反問権を願います。」の声あり) 質問に対する町長の反問権を許可します。 ちょっとお待ちください。 この反問権についてはですね、傍聴者の方も見えておりますのでですね、昨年の3月の定例会で、基本条例を制定しております。 その中で反問権、執行部に対する反問権を認めておりますので、今日初めて執行部として、町長が使われますので、それを許可します。 田頭町長
町 長	お答えいたします。 今の趣旨について、私も個人的には理解するところでもございます。 しかしながら、この一般質問のあり方について、根幹的なことについて、反問いたします。 この、今の質問につきましては、地方自治法に規定する地方議会の一般質問にそぐわないのではなかろうかという、私の見解です。 私は、地方議会の一般質問は、議員、首長の所属する自治体の事務権限に関する内容であるべきだと解します。 国をはじめ県、他の地方自治体や一部事務組合等の事務についての議論は、他団体に損害を与えることも考えられ、すべきでないと思います。 町、議会として必要な場合は、法的措置として意見書を提案すべきだと思います。 議員の地方自治体における一般質問の範囲、できれば法的見解もございましたけれども、見解についてお尋ねしたいと思います。
議 長	河内議員
河内議員	この法律については、公務員だけでなく、一般の市民にも処罰が適用される。町民の皆さんにも深く関わってくる問題です。 当然、住民の利益を守るためにも、内容を知らせていくためにも、議会、議場において議論はすべきだと考えています。 今後とも大いに論戦をさせていただきたいと思っております。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 これにはですね、ぜひ、この範囲については研究が必要だろうと思っております。

	あくまで議会でございます。議会外であれば対等な議論がなされますけれども、議会と執行部、私は首長でございます。 そういった件で、ぜひ、今後とも研究をしていきたいと、そのように考えます。 したがって、私は真摯に、今の河内議員の質問に対して、私の見解、私の答えられる範囲でお答えをさせていただきます。 国で、国会で採決・制定された法案を、この地方自治体の議会で、町長として是非の意見を述べることは差し控えたいと思います。 ただ、法案の制定過程において、政権与党の強引な手法は、国民感情を顧みなかったものであると、そのように私は理解いたします。 もっと政権与党については、採決手法について、謙虚さを求めたいと。 私の回答とさせていただきます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	次に、ＴＰＰ問題について、お尋ねをいたします。 昨日、今日の新聞では、ＴＰＰ年内妥結断念というニュースがにぎわっています。 質問に入ります。 アジア太平洋経済協力会議、ＡＰＥＣの一連の会合が開かれたインドネシアバリ島のヌサドゥアで、１０月１日から８日ＡＰＥＣ会合と並行して、環太平洋経済連携協定、ＴＰＰを交渉している日本、アメリカなど、アジア太平洋地域１２カ国が主席、交渉官、閣僚、首脳の会合を開いています。 バリ会合が終わった途端、政府は関税を撤廃しない聖域と位置付けてきた米、小麦、大麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖類の農産物重要５項目についても関税を撤廃する品目を検討することを決めました。５項目の外見を残し、中身を抜き取ることで、自由化率を高めようということでしょうか。安倍首相が繰り返してきた聖域なき関税撤廃ではないとは明らかに違う、公約違反ではありませんか。 聖域の確保ができないと判断した場合、脱退も辞さないとしていた自民党の決議に照らしても、明らかに立場を転換していると言わざるを得ません。 先ほど課長の答弁にもありましたように、日本の政府当局者によっても、ＴＰＰ交渉は、従来のどの通商交渉に比べても、秘密主義が強いと言われています。 町議会も２０１１年３月定例会において、筑前あさくら農業協同組合、筑前あさくら農政連からのＴＰＰへの対応に関する請願書を全会一致で採択したという経緯も踏まえ、公約違反がだれの目にも明らかになった以上、ＴＰＰ交渉の、これまでの情報の公開と交渉からの撤退を、政府に強く求めるべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 我々が選挙で選んだ代表が、今、交渉を行っているわけございまして、国民として、また地方議会として、首長として、しっかり注視することは当然でございます。 と同時に、今の民主制度の選挙制度におかれましては、マニフェストあるいは公約というものの前提に成り立っていることも、私は事実だと思っております。 そういった選挙公約になされた行為については、しっかり意見を言うべきだろうと思っているところでございます。 しかし、今の段階では、具体的なものが見えてまいりませんので、意見は差し控えたいと。何か具体的なものが出てきた場合は意見として述べたいと、そのように考えます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	では最後に、安心・安全のまちづくりの取り組みについて、お尋ねをいたします。

	国道386号線は、本町の基幹道路として、また、子どもたちの通学路としても利用されているため、様々な安心・安全の取り組みがされてきました。 普段通行している中で、なかなか取り組みが進んでいない箇所がいくつか目についているので、お尋ねをいたします。 沿線の歩道の途中の側溝にロープが張られたまま、長い間放置されている箇所が何カ所かあります。久光、当所、石櫃、中牟田ですが、担当課のほうには予めお知らせし、現地への確認もしてもらっています。 危険と判断したので、ロープが張られているのだろうと推察しますが、もう少しきちんとしたガードレールとかパイプを取り付けるような対応をしていただきたいと思います。各々どのように対処されるおつもりなのか、お尋ねをいたします。 また、久光の下りバス停の空き地に、現在、自転車が3台から4台駐輪されているようですが、空き地の先が側溝になっていて、よく側溝の中に落ち込んでいる自転車を見かけます。 狭い空き地の中にひしめきあっているわけですから、思わず当たってしまい、落し込んでしまったということでしょうか、おとされた方にとっては大変なことです。 先ほどの町長答弁の中にもありましたが、今後随時国道沿いのバス停、駐輪場は整備されていくとは思いますが、久光の駐輪場整備はいつ頃予定されているのか、2点について、お尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	事務的なことでございますので、私のほうからお答えします。 私のほうからは、安全対策について、お答えいたします。 議員ご指摘の国道386号沿線の箇所につきましては、いずれも道路管理者が福岡県でございます。現在、危険予知のために設置をされていますポール及びロープにつきましては、朝倉県土のほうで設置をされておるわけでございますが、私も現地を確認しましたところ、いずれも歩行者の転落や自転車の転落の危険性が高いというふうに感じましたので、早急に県土事務所への転落防止対策を要求してまいりたいと思っております。 2点目の久光バス停の問題でございますが、バス停の横が少し空いております。そこに駐輪場ではございませんけど、ご指摘のとおり、数台の自転車が止まっているようでございます。 その向こう側にかかなり深い水路がございます。これは、町管理の水路でございますので、その擁壁部分に何らかの安全対策措置を行ってまいりたいというふうに考えております。 なお、今後このような場所がございましたら、直接建設課に言っていただき、早急に対応してまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
議 長	企画課長
企画課長	2点目のご質問ということで、駐輪場整備のいつ頃の予定かというご質問に対して、私のほうからお答えさせていただきます。 お尋ねの、久光下りのバス停、あちらのほうがですね、用地が非常に、用地確保が困難なところでございます。 したがって、現時点ではですね、具体的にいつ整備するというふうな計画はございません。 しかしながら、今後そちらの周辺で、歩道拡張関連の協議がありました際にはですね、併せてそういう用地確保につきしても検討させていただきたいと思っております。以上でございます。
議 長	河内議員

河内議員	企画課長は、用地確保ができないので、当分駐輪場の取り組みはできないということですが、建設課長は、安全対策を取っていただくということで、対処いただけるわけでしょうか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 久光、中学校前の歩道設置につきましては、朝倉県土整備事業でございまして、その事業の中では、駐輪場等の整備は担当外になります。 あくまでも駐輪場の設置は、町の事業になりますので、その用地が必要ということであれば、町のほうで、担当課のほうで協議をしながらですね、併せて用地の確保等は検討していくべきだろうと思っております。 県のほうでは駐輪場はつくらないということでございます。
議 長	河内議員
河内議員	ですから、とりあえずの措置として、柵をするなりの対処はできないものか、お尋ねをします。
議 長	建設課長
建設課長	繰り返しますが、先ほどの質問で、そのような対処をしたいということをお答えしたつもりでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	ありがとうございます。 今後とも安心・安全のまちづくりのため、努力していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、13番 河内直子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 午後1時より再開します。 (11:40)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (13:00)
議 長	10番 梅田美代子議員
梅田議員	通告に従いまして、質問をさせていただきます。 まず、行財政について、でございます。 行政の事務事業の民間委託の推進について、ということで。 この件はですね、昨日の一般質問においても、複数の議員から質問がなされておりました。また、職員の定数管理等についても質問があったところでございます。 町の行財政を考えると、民活は当然必要であります。 現在、篠隈保育所が民営化されまして、約6,000万削減効果が見込まれて、小中学校の空調整備の運営に充てるとということで、町長の答弁が9月議会でなされたところでございます。 図書館、また、学校給食におきましては、夜須中学校を除き民間委託されているところでございます。 昨日も言われておりましたが、上下水道等インフラ整備も完了いたしますので、その分の民活も当然、今後考えていかれるんじゃないかというふうに思っておりますが。 将来、今後民間委託をどのように考えられる事業と言いますか、なっておるのか、お考えをお伺いいたします。
議 長	総務課長

総務課長	お答えいたします。 事務的な部分についてですね、私のほうからお答えしたいと思いますけれども。 民間委託ということですが、現在、先ほど議員がおっしゃいましたように、保育所であるとか学校給食であるとかですね、そういった部分に委託が進んでおりますけれども。 今後ですね、今、職場におきましては、嘱託職員とか非常勤職員を配置してですね、かなりの部分をお手伝いしていただいる部分がございますので、今後はそういった部分でですね、民間委託ができないかというところを、少し今研究をしているところでございます。 例えば、いろんな窓口業務がございますけれども、そういった窓口業務についてですね、委託化ができないかということで、少し研究をしておるところでございます。 ただですね、この窓口の委託につきましては、市町村の適切な管理の確保ということが大前提でございます。 具体的にはですね、委託業者が業務を行う、そういう職場内にですね、市町村職員が常駐し不測の事態に対しては、直接適切な対応を行うこと。それから、市町村長の判断行為、それから原簿管理等は市町村職員が責任をもって行うこと。それから、個人情報保護への配慮。そういった大きなことを留意したうえでしなければならないということで、内閣府のほうがですね、これは示したもののなんですけれども、例えば、委託可能な主な業務範囲ということで、これは、内閣府が示したものです。 例えば、窓口業務におきますと、住民異動届けの受付とか記載、転出証明書等の作成、住民票の写しの交付、戸籍謄抄本の交付、戸籍の付表の写しの交付といったですね、そういった証明書とかそういったものの交付については、積極的に委託が可能であるということを示されておりますので、そういったことをですね、これからは進めていかなくてはいけないというふうに思っておりますのでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	窓口業務ということをお考えになっているということの回答でございまして、他にも学校業務とかですね、施設管理とか、そういったことも今後考えることはできるんじゃないかなというふうに思うわけであります。 それと、ちょうど巡回バスが「ちくちゃんバス」という愛称でですね、また、新た展開がされるわけなんですけれども、こういう巡回バス等においての民間委託というか、その点は、今後どのようにお考えになっていくんでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 地域巡回バスということで、福祉バスから名前を変えまして、1月から「ちくちゃんバス」という愛称で走る予定でございます。 こちらは現状ですと、未だ無償運行というような形で、町のほうでまだ試行運行中でございます。現状ではまだ運転委託という形で、一部分だけの委託ということで考えておるところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	現状の説明ということで、運転委託のみなんですけれども、やはりこの「ちくちゃんバス」においてもですね、今後考えていかれてもいいんじゃないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。 住民ニーズの多様化、また、地方分権に係わる権限移譲による事務事業増加、これはもうご承知のとおりと思いますが、その人員不足を非常勤職員等で対応されているのが現状であります。 合併後、機構改革等でですね、様々に対応はなされてきたわけでして、26年度から

	また新体制でスタートされると思いますが。 ２００８年、総務省調査におきましては、臨時職員、非常勤職員が全国約５０万人と言われております。本町だけではないわけですね、この臨時職員、非常勤職員を下支えとして、行政の事務事業が回っているという、こういう実態がございます。 昨日石丸議員のほうから、正職に登用したらどうかというようなご提案もあったところですが、法的にはちょっと厳しいという回答でございました。 今、正規職員が１７９人おられるわけですが、現在の臨時、嘱託職員等の非常勤職員が何名おられるのか、臨時職員数、嘱託職員数、人数をお尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 これは、年度途中で人数の異動がございますので、１１月１５日現在の人数でご報告いたします。 嘱託職員が７４名です。臨時職員が４０名です。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	計１１４名の方が非常勤職員として働いてらっしゃるということだと思いますが。 私がですね、平成１７年１２月議会、また２１年の１２月議会で事業仕分けということを提案させていただいた経緯があります。その事業が、行政にとって本当に必要なものか、必要でないのか、必要であればどこがするのか、そして、その必要な事業を民間ができるものは民間に、協働のまちづくりとして住民ができるものは住民でやる。そして、どうしても公民、行政がやらなければいけないものは行政にという、このことを取捨選択してやるというのが、事業仕分けということで提案させていただきましたが、本町におきましては、事業仕分けじゃなくて、評価システムというか、行政評価システムで、今、取り組みがなされているわけなんですけれども。 総務委員会におきまして、総務課長のほうからは、今後は業務内容を精査して、民間活力の導入を推進して、本当に必要な、このコアの部分、核になる部分に正規職員の配置を行う、この検討が必要と考えるという説明があったわけなんです。 当然、先ほど言われました窓口業務、そういったものを進めていかれるんだろうと思うんですけども、もう少し事務事業が２４年度では、実施計画の事業数３８０事業、一般事業３７６事業で、計の７５６事業あるというふうに出されておりましたが。 じゃあ、この部分をですね、どのようにやっていくのか、やはり民間ができるものは民間にという考え、あくまでも公務員は、正規職員は核となるコアの部分に特化して、仕事をしていくという歩行を、やっぱり今後当然検討推進される必要があるんじゃないかと思います。 この、今ある事業の中で、その点どのように考えて行かれますか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 前回の議会の中で、特にそういうコアな部分については職員が行って、それ以外については、できる限り委託等を進めていくということで申し上げたと思います。 確かに職員でですね、住民サービスのですね、やっぱり実務的な分野など、民間にお願いできることはですね、民間にお願いして、本当に職員でなければならない企画とか立案、それから決定などの部分については、職員の配置を行う、職員でなければできないということで、そういうふうで考えておるところでございます。 業務のですね、そういった委託があるわけですけども、例えば、委託をするとしても、また、弊害として出てくる部分も確かにあります。 例えば、業者委託になればですね、直接の業務命令ができなくなり、委託先の会社若しくはですね、その受託した業者の現場責任者を通しての指示しかできないというかで

	すね、そういう欠点もありますので、今後その辺りを十分検討しながら、民間委託については検討をしていきたいと思います。 それから、先ほどですね、今後民間委託としてどんな部分が考えられるかということで、窓口業務を1つの例として挙げましたけれども、それ例外としてはですね、例えば、いろんな例えば消費生活相談であるとか、子育て相談業務であるとか、あるいは文化財の修復作業であるとかですね、あるいは福祉のほうの包括支援センター業務であるとか、そういった部分についても、今後は、まだまだ検討はしておりませんけれども、今後そういった部分についてもですね、検討ができるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	嘱託職員の方というのは、5年を過ぎた方はですね、次の新たな雇用先を探さなければいなくなるわけで、現在ですね、民間で正社員として、そういった方々を雇用していただくことになれば、働く方の将来の不安が解消されるという、そういう企業があるということを聞いております。地元で事務所を構えられて、そして地元からなるべく雇用していただくというようなですね、そういう契約方法等を受け入れてくれる民間の委託会社というのがですね、あるようにも聞いておりまして、篠栗町なんです、事業仕分けを実施して、民間でできることは民間にということで、臨時職員をですね、これまでの就業経験に配慮した待遇で、来年4月からは、この包括業務委託として、民間会社に転籍していただいて、篠栗町の場合は、2年間でこういう臨時職員なり嘱託職員の方たちを落ち着かせたいと言いますか、そういう取り組みをなさっているということをお聞きしてまいりました。 今後、今さっき言いますように、筑前町の行政におきまして、非常勤職員の方に支えられている部分が多いと思いますが、やはり将来の長期的な展望で持ったときに、非常勤職員の方たちは不安を抱えられた仕事をせざるを得なくなるわけですので、新たな展開として、やはり先ほどから言いますように、コアの部分は公務員としての正職員がきちんとやって、その他の部分というのは民間委託して、そして民間の委託会社に雇用していただいて、安心して非常勤職員の方たちが働き続けられるような、こういうことも考えていただく方向で今後進めていくべきじゃないかなと思っているんですが。 私は、篠栗町のほうでちょっとその件をお聞きしてまいりましたので、今、ちょっと提案いたしますが、そういったお考えというのはどのように、見解をお尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 昨日、石丸議員からのご質問の回答の中でですね、臨時・嘱託職員等の任用についての問題点というか、法的にいろんな規制があつて、問題点も多いということで、ご紹介をしたところです。 総務省のほうからも、臨時・嘱託職員の問題点ということで、いくつかの点が上げられております。ちょっとご紹介をしたいと思いますが。 まず、賃金の問題ということで、正規職員との賃金の格差や勤務条件の格差があつてですね、実績を持った嘱託等の職員にとっては、不満が内在化するというような恐れがあると。 それから、雇用の管理問題については、募集それから採用、給与計算等の事務作業が非常に煩雑でありですね、本来の業務への影響も出てくるというようなこと。 それから、業務管理問題としては、住民と相対する現場部門が多いため、現場管理及び教育指導がおろそかになると住民からの苦情が寄せられて、その処理に苦慮することにも繋がるというようなこと。

	それから、リスク管理問題ということで、交通事故であるとか、個人情報の保護などですね、行政のコンプライアンスに関する問題等が発生した場合には、裁判とか訴訟とかということで、無駄な時間と経費を費やすことにも繋がりがねないというようなですね、こういったことがあるので、そういった回避策としてですね、今先ほど議員がおっしゃられたようなですね、包括的な業務というのが、これから導入されてくるのではないかなというふうなことであります。 この包括委託についてはですね、昨日も申し上げましたが、地方公務員法で、非常勤の職員の場合は原則1年を超えてですね、雇用できないということで、それから、民間から職員を派遣という形で、そういった形態を取ってもですね、派遣の場合は3年以上の雇用ができないというふうにされております。 そういった面から、現在、非常勤等の職員が携わっているですね、民間業務をですね、民間業者に包括的に委託することによってですね、法を順守しつつ優秀な人材を安定的に雇用できるという利点は、その包括委託の中にあるのではないかなというふうに考えております。 今後篠栗町がですね、そういうようなことを、今導入されつつありますので、その辺を十分ですね、研究させていただいて、検討させていただきたいと思っております。
議 長	梅田議員
梅田議員	篠栗町だけではなくてですね、兵庫県の葛西市なんですけども、民間に任せたほうが効率的、効果的と判断されるものは、民間に任せるとの、この基本に立ち、市役所業務すべてを対象に、必要な監督権などを保留した上で、その事務を包括的に民間企業、外部団体及び個人などに委託するという包括業務委託、このことを検討されているということも聞いております。 事務事業の十分な精査というのは、本当に必要だと思いますので、一朝一夕にはなかなかいかない部分もあるかと思いますが、やはり民間に任せられるものは民間に任せることによりまして、その分職員はですね、公務員としての本来の仕事に専念できると思います。 そのことがさらに住民サービスの向上にも貢献できるというふうに考えますので、しっかり研究をお願いしたいと思いますが、町長に一言ご見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 総務課長も申し上げましたけれども、今からの行政はですね、正規職員だけで運営するものではないということでございます。これまた民間との協働によって行政運営はなされなければならないとの、基本的な考え方でございます。 もちろん今、合併によってですね、職員も少なくなりました。ただ、ある分野においては、増になっております。具体的には福祉関係、健康関係、教育関係であります。 合併の目的は2つございまして、1つは事務の合理化である、1つは専門性を高めることということで、行政需要は新たなニーズが様々に、今からわき起こってまいります。 そういった分野に正規職員等を充当して、政策の研究をしていきたい、本務の研究をしていきたいと、そのように考えます。 私も篠栗町の町長とは親しくさせていただいておりまして、よくよくこの議論もいたしました。町のほうでも調査をしておりますので、そのことも視野に入れながら、いい策を研究していきたいと、実行していきたいと考えます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	しっかり研究、検討していただきたいことを申し上げて、この質問を終わって、次に移ります。 財源確保としての図書館の雑誌スポンサー制実施ということでございまして、コスモ

	ス図書館そしてめくばー図書館、この2つの図書館をですね、住民の皆様は、ぜひ維持してほしいという強い希望がありまして、町長は維持するということを約束していたいております。 現在、それぞれの図書館に週刊誌、月刊誌等様々な雑誌等置かれて、住民に親しまれておるわけなんですけれども、今、図書館に置かれております雑誌の数、また年間の購入費用がどうなっているのか、お尋ねをいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	現状につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。 コスモス図書館それからめくばー図書館にあります雑誌のタイトルの数としましては、コスモス図書館が158誌、めくばー図書館が152誌でございます、予算としましては、合計で292万円でございます。 主なタイトルとしましては、女性誌や週刊誌、情報誌、それから健康や美容に関するもの、スポーツ誌、経済誌、児童書、アニメ、コミックなどがございます。 毎日お出でになるお客様もございまして、住民の方々の居場所づくりとして、大いに活用していただいているところでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	雑誌といいますのはですね、図書館の中においても、ちょっと足を運んでほっとする部分じゃないかなというふうな気がいたします。 財源確保ということで、蔵書の拡充、今、数を聞かせていただいたんですけども。地域の企業や団体による社会貢献活動の一環といたしまして、この雑誌スポンサー制を実施している図書館、自治体もあるわけでございます。雑誌のビニールカバーの表紙の一部に、スポンサー名を記載して、裏表紙にはスポンサーの企業とかPRを載せることができるというふうになっておりまして、また、その雑誌が置かれている書架にはスポンサーの名前が貼られている。そういうことですね、PRができるようになっております。 契約期間というのが1年、また3年間ということで、スポンサーに図書館が示すリストから雑誌を選択してもらいまして、直接そのスポンサーが、この雑誌にお金を出しますよということを言っていただければ、購読料を書店に直接払っていただいて、書店から図書館が納入されるというふうなシステムになっているそうであります。 スポンサーとして企業、団体のご協力があつて、これは初めて実現することではございますけれども、こういうことが少しでも図書館運営に役に立つのではないかなと思って、提案をさせていただきますが、ご見解をお伺いいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 お尋ねの雑誌スポンサー制につきましては、図書館内での閲覧できる雑誌のカバーに企業名を表示する代わりに、雑誌購入費を負担していただく制度でございまして、図書館雑誌の確保や経費の削減、サービスの向上に繋げようとするものでございます。議員おっしゃるとおりでございますが。 ちょっと見本を作りましたけれども、これは、コスモスそれからめくばーにある雑誌のカバーでございます。これは見本でございますけれども、今おっしゃいましたように、表紙のところに。これがあんまり大きくなりますと、タイトルを隠すと、それからいろいろなものを隠すから、あまり大きいものはちょっと問題がある。裏面に企業名、スポンサー名を入れて広告にするというような、こういうものかと思いますが。 県下の状況といたしましては、6つの市町でこの雑誌スポンサー制を活用して取り組みを行っているようでございます。 新たな財源確保という点ではメリットもございますけれども、スポンサー、企業など

	の確保に苦慮してある自治体が多いようでございます。 今年の3月から小郡市の図書館も取り組みをされておりますけれども、現在まで応募がなく、図書館の職員が企業を訪問し協力の依頼をされているようでございます。 ご提案は、財源確保の1つであることは承知をいたしておりますけれども、当面は近隣の状況やスポンサー、企業等の状況分析を行いながら、成果を上げられている参考例も参考にしながらですね、検討をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	生涯学習課長には、見本まで作っていただきまして、たいへんありがとうございます。 見本までできておりますので、ぜひ、前向きに。何もしなければ、これはゼロでしかないわけなんです。だから、これは、先ほど言いましたように、ご協力いただけるスポンサー、企業なり団体なり、これは、個人でもいいと思うんですけれども、そういう方があって初めて実現するものがございますので、ぜひ、積極的なご検討と、そしてお力添えをお願いしたいと思います。 それでは、次に移らせていただきます。 子どもの健康施策についてということで、まず、5歳児健診実施について、でございます。 これは一度、平成20年3月議会で質問させていただいたことでございます。 本町は、本当におかげさまで小中学校におきましては、特別支援学級が設置され、障害を持つ子どもたちに愛情を持って、適切な指導、支援がされており、子どもたちはゆっくりではあるものの改善が見られるということで、保護者の方はたいへん喜んでおられるところでございます。感謝されております。 また、5月には三輪小学校に、待望の通級指導教室、ことばの教室を開設していただきまして、現在適切な指導が実施されておまして、これも保護者から本当に感謝されておるところでございます。 子どもの健やかな成長を見守り、また、支援するためには、町において乳幼児健診が実施されているところであります。4カ月児健診、10カ月児、1歳6カ月、3歳児健診ということで、そしてその後がですね、就学前健診しかなくないということなんです。 教育長に、まずお尋ねしたいと思いますが、就学前健診が実施されているわけです。当然、保育園や幼稚園に通っている子がほとんどでございますので、すでに就学前健診時においては、情報の共有というのはできているんじゃないかと思いますが、しかしながら就学前健診にて、初めてそういう障害、多動とか言葉が気になる所が見受けられるケースがままあるのではないかなと。初めてそこで発見されると言いますか、そういうこともあるのではないかなと思いますし、また、小中学校の子どもたちの中に、なんとなく気になるという子どもさんがいても、周りの関係する先生たちは、保護者の方になかなかそれが伝えづらいという、そういう面もあるように伺ったことがあります。保護者のお気持ちを考えますと、やはりなかなか言えないという、そのことは当然推し量ることができるわけなんです、教育現場の実情と言いますか、教育長にお伺いいたします。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 注意欠陥あるいは多動性障害といわれるAD、HD、学習障害といわれるLD、高機能広範性発達障害といわれるHLPDDでは、遅くとも学齢期には問題が顕在化してくる子が分かっており、そして心身症や学校不適応、社会不適応などの二次的な不適応へ

	と発展していくという経過をたどるために、この二次的な不適応を予防するためには、子どもたちの発達障害の気づきを前倒ししていくことが不可欠であると、そのように言われております。 遅くとも就学時には、保護者にも指導する側にも、子どもの発達特性に対する認識とその対処方法が備わった状態であることが望ましいとも言われているところでございます。 このようなことから、各小学校では、毎年小学校入学前に幼稚園、保育所との連絡会を設け、入学予定の子どもの様子について、食物アレルギーの有無や友達とのコミュニケーション、その他の発達特性など配慮が必要と考えられる子どもについての情報交換を行っております。 また、小学校から幼稚園、保育所に出向き、幼稚園や保育所内での友達との関係や担当者職員の接し方など、配慮を要する子どもの様子を観察、把握し、小学校入学後の生活へ、よりスムーズに移行できるようにいたしているところでございます。 そのようなですね、幼稚園、保育所、小学校間での情報交換等をきめ細かに行いながら、ちょっと気になると申しますか、そういう子どもについては、十分把握をさせていただいてはおるんですけれども、なかなかですね、それを保護者の方に先生の口から直接的に伝えることはなかなか難しいと。そういうような声も、現実先生方からお聞きをしているところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	ありがとうございました。 5歳児健診という健診時においてですね、もしですよ、5歳児健診をやっていただくということになれば、その5歳児健診のときに、そういう気になる所見があれば、その時点で保護者の方に時間をかけて、丁寧に説明をしてあげることができると思いますし、保護者の方が現実をやはり受け止めるということに、なかなか本当にあれがあると思うんですね。心のいろんな複雑な思いが。 実際、私も障害をお持ちのお母様方と接するんですが、やはりまずそのことを受け止めることが、なかなかできませんでしたということをおっしゃっております。 だから、早めにそういうふうで、5歳児健診なりで保護者の方にそのことをお伝えして、そして現実を受け止めていただくためにも、配慮し保護者に寄り添う十分な時間というのが必要だと思うんです。 5歳児健診を行えば、そのことが、寄り添う時間が持てると思いますし、本当に地元の小学校になるべくなら通学させたいという親御さんは多ございますので、スムーズに小学校と連携を取り合いながら、次のステップに繋げていくことができる。 本当に子どものために、子どもさんのために、何をどうするかというのが一番大事な視点だと思っておりますので、それが対応ができるということに繋がっていくんじゃないかなというふうに思います。 就学前健診というのは、毎年10月に多分行われていると思いますし、指導会というのは12月だと思います。そしたら4月はもう入学という形になりますので、本当にその期間というのがですね、もう短期間しかありませんので、そこら辺のフォローというのが、なかなかできにくいんじゃないかなというふうに考えるわけです。 それで、5歳児健診をぜひしていただいたらというふうに考えるわけなんですが、見解をお尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。 ご存じのとおり、乳幼児健診は、母子健康法に基づく1歳6カ月と3歳児健診、町単独で4カ月と10カ月、それと教育委員会のほうで行ってあります就学前健診があるわ

	けですけれども、就学前健診を除きまして、毎月1回、計4回の健診を行って、月4回の健診を行っているわけですけれども。 筑前町の中にですね、小児科医というのが2名しかおられません。現実、朝倉市から応援をいただいている状況でございます。 ですから、これ以上健診を増やすことは難しい状況にあります。ただ、今、発達障害でありますとか、今、言われていました問題というのは、近年増加してですね、小学校のほうでも困ってあるということは認識いたしております。 そこで、筑前町の対策といたしましては、まず、今、赤ちゃん全戸訪問を行っているわけですけれども、そのときの出生の状況、例えば低体重であったとかですね、そういう情報を個別に管理しましてですね、その4回の健診時に注意深く観察するというような方法を、まず取っております。 次に、療育相談を実施しましてですね、臨床心理士が保育所、幼稚園、支援センターなどとの情報交換を行いまして、訪問し観察しながらですね、日々の対応や専門的な指導を行っております。 また、療育相談日を設けておりまして、月1回、支援センターにおいてですね、これは、場所を借りてでございますけれども、保護者の相談や専門機関への紹介状などでですね、早期治療へ繋げていくということを行っております。 この方法でいきますと、5歳児に限らず、幼児が全員対象になりますので、早期発見することが可能だろうということで行っております。 次に、就学前の検診の結果をですね、学校と就学指導委員会等の会議でですね、小学校の校長先生、養護の先生などと情報の交換を行っているところでございます。 それから、就学前の健診時には、保健師、助産師がですね、これは、筑前町独自のやり方でございますけれども、結果指導のときにですね、保護者の方に対して指導を行っているというようなことで、行っています。 このような方法で進めておりますけれども、実績的に申しますと、25年度就学前で、発達障害の疑いのあった子につきましては、すべて健診以前にもう把握ができていたということ。それから、保育所、幼稚園と保護者に対してもですね、指導していたというようなことでございます。 ただ、先ほど教育長も言われましたけれども、保護者や家族がその状況をなかなか受け入れてくれないというような問題がですね、一番引っかかっている問題であるというふうに考えております。 5歳児健診でやるか、今のやり方でやるかという問題よりも、そこのほうがですね、なかなか大きな問題があると考えております。 家庭では普通にできている子が、集団になるとできなかつたりというようなことがあって、家族の方は、異常はないということとかのですね、トラブルも起きております。 小児科の医師不足の問題等をですね、やっぱり考えなければならぬ問題ですけれども、それを考えれば今のところ最善の方策がとれているんじゃないかなというふうに思っています。 ただ、25年度にはですね、たまたま町外の幼稚園であったりとか、家庭で保育されているお子さんですね、その中に対象者はいなかったということでございますけれども、今後対応の機会の少ないですね、それらの幼児をいかに把握、指導していくかというような課題も残っているかなというふうに考えております。 これにつきましては、関係各課と協議しながら、対策を検討したいというふうに考えております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	詳しい説明で、どうもありがとうございました。 やはり5歳頃になりますと、基本的な生活習慣が確立されまして、コミュニケーション

ン能力、社会性を身に付ける重要な時期であります。また、自分の意思表示というのもですね、明確に3歳児とかではなくて、もう5歳になったら自己主張もできますので、やはり一番そういう健診のときに、5歳児が見つけやすいという状態にはあるというふうに聞いております。

早期発見することが、やはり早期療育に繋がりますのでですね、今説明を受けますと、あんまり前向きじゃないのかなというのは受けましても、今置かれている中で、ぜひ精一杯なことをですね、もう5歳児健診をする気がないのであればですよ、してほしいんですけども。今置かれている、できる範囲内の精いっぱいのことをですね、ぜひやっていただきたいと思います。

それで、親はですね、ある例なんですけど、とてもこの子は神経質な子だなど、親自身は思っていたと。しかし、ちゃんと検査してみたら、そういう障害があったということで、なかなかやはり受け入れに時間がかかったということもありますし、しかしながら、その5歳児健診でそれを発見していただいたことによって、就学前に必要な、きちっと援助が受けることができたというふうな例もあったというふうに聞いておりますので、そしてアスペルガーとか、そういう子どもさんというのは、ものすごく長けた能力を持ってらっしゃる方がいらっしゃいますので、早期にそれが分かれば、その部分を伸ばしてあげて、それで人生を送ることができるという、そういうこともご承知だと思いますけれども。

ぜひですね、筑前町の大切な子どもたち、これは未来の宝というか、人類の宝でございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

子どもの医療費無料化の拡充について。

この件もですね、もう私は、手柴町政時代からずっと医療費無料化拡充を訴えてまいりまして、基本的には私は、中学3年生までいいんじゃないかというふうに考えております。

町長も子育て支援、そしてまた子どもの医療の体制の充実ということは、もう日頃から、やはりきちっとお考えを持って、なるべくなら進めていきたいなという気持ちは十分持っているんじゃないかというふうに推察しております。そのように私は感じております。

筑前町におきましては、国の動向又は県の動きに連動しながら、個人負担なしということで、通院は就学前まで無料、入院も就学前まで無料ということで、現在やっていたいております。

町長も、筑前町は子育て支援、子どものことに関しては、他の自治体に引けを取らないぐらいちゃんとやっているんだということを、常々おっしゃっております。

やはり筑前町は近隣都市、どっちかと言ったら、福岡に目は向いているんですけども、土地も安いので、福岡とかそちらのほうからですね、若い方たちが転入して来られますが。

しかしながら、若い方たちというのは、子育てにふさわしい、この自然環境はもちろんなんですけれども、行政サービスがどうなのか、福祉の充実度がどうなのか、そういうのを1つの判断、転入の判断として来られるということは、もうご承知だと思います。

町長が熱心に取り組まれております学力向上、これも1つの判断材料だと思いますし、来年2学期からクーラー設置ができますので、それも本当に大きなアピールになるんじゃないかなというふうに思います。

人口減少社会に入りまして、若い人たちが転入して、子どもの元気な笑顔、声、姿を聞くということは、本当に町にとっては、これは元気が出ることでありと思います。

周辺自治体を見ますと、様々なこの子どもの医療費については差がありまして、どこがどうたということじゃないんですが、やはり福岡市におきましては、無料の拡充の幅

	がですね、一部負担なしで就学前まで通院で無料、そして入院は小学6年生まで無料というふうになっております。一部負担はあるにせよ、筑紫野市は小学校3年生まで、入院について無料になりました。 そういうことで、朝倉市も小学校6年生まで、入院については一部負担はありますけれども、医療費の助成がされております。 そういう近隣のことも見て、町長が、このままで筑前町はいいと思ってらっしゃるのか、やはりちょっと拡充、考えておられるのか、見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員が質問されましたように、子育て支援は重要な施策の1つでございます。しっかり力を入れていきたいと、そのように考えております。 この問題につきましても、担当課長のほうにですね、近隣の市町村等の取り組みはどうなんだと、そういった現状分析をぜひやるようにというような指示をしておりましたので、その分の報告をさせていただきたいと思います。
議 長	健康課長
健康課長	近隣の状況につきましては、先ほど議員が言われましたように、とだぶる分があるかと思っておりますけれども。 朝倉市につきましては、通院につきましては、就学前まで無料、入院につきましては、小学6年生まで対象で、無料の期間が就学前までというようなことですね。 小郡市につきましては、入通院とも就学前までで、入院のみ就学前まで無料。 筑紫野市につきましては、通院は就学前まで、入院について小学3年生まで対象で、通院については3歳未満、入院については就学前まで無料。 春日、大野城、太宰府等につきましては、通院が就学前まで、入院は小学3年を対象ですけれども、すべて3歳以上の自己負担があるというようなことでございます。 この問題につきましては、数年前からですね、都市間で年齢の引き上げが競い合うように行われたわけですが、その間にですね、筑前町としまして、無料化を拡大してきたところでございます。 費用の面で申しますとですね、就学前の入通院を無料にすることで、670万ほどかかっております。 ただ、そこを有料にしまして、小学3年までの入通院をですね、春日市等並みにしますと、270万から300万ぐらいの経費かなというようなことで、筑前町のほうが経費的には余計出しているというような格好でございます。 ただ、小学3年生まで対象だということの見え方がですね、PR不足であるのかなというふうには考えております。それと、どちらに重点を置いた施策にするかという問題かなというふうに思います。 就学前までの入院、通院というのはかなり頻度が多くてですね、一番最新の資料で、月1.7回ほど平均で行ってあります。 通院の場合600円が自己負担ということで考えますと、1,000円ちょっとぐらいですけども、これは、子どもさん1人の場合でですね、3人被ることはないと思いますけれども、2人とかで行きますと、毎月2,000円程度の出費がかさんでくると。ただ、小学校の入院というのは、頻度がかなり少なくなってくると。 ですから、私どもとしましては、やはりその頻度の高いところを重点的にやっていきたいと、この制度が拡大したときに行ったところでございます。 ただ今後ですね、社会保障制度改革国民会議、先ほど河内議員の質問の中でもありましたけれども、少子化の対策の問題がですね、かなりページを割かれて出ております。 これだけで考えていきますと、やはり他の部分との整合性であるとか、そういうもの

	もでございますので、この問題もそのときにですね、総合的に調整を図るべきものかなというふうに考えているところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	入院だけであればですね、今、課長から回答がありましたように、それほど毎年の負担増ということは、町においてもならないのではないかなと思います。 それで、やはりどう見えるかということは、とても大事なことじゃないかなと思います。 筑前町は、就学前まで個人負担なしで入院とも通院とも無料ですよという、確かにそれはそれでいいんですが。周辺が小学校3年生までとか6年生までとか、これはあくまでも入院についてなんですけれども、助成がありますよとかとなったら、やはりその部分というのは、結構アピール度が高いと言いますか、クローズアップされるわけなんですね。 だから、その辺十分ご検討いただきまして、今、課長が言われましたように、今後総合的に考えていく事項になるということでございますので、町長ぜひ、その点をですね、筑前町をどういうふうにアピールしていくということも、これは本当に大事なことでありと思っています。 子育て支援、またそして保護者の負担、そして町の活性化、若い方たちの定住化、そういうことも考えたときにですね、総合的に考えていくということでございますので、ぜひ前向きに、段階的に、せめて小学校3年生までの入院に関しては、助成しますというふうな形で、たとえ自己負担が少しあったにしてもですね、そういうふうに検討していただけないかなと思いますが、町長いかがですか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 先ほどの説明の中にですね、さらにインフルエンザの助成については、うちは手厚くやっているほうでございます。 総合的にですね、やはり私ども、今度学校にクーラーを入れるというのは、もう1つの決断でございました。 そういった経費をしっかりと捻出していくためには、どこかを削除しなければならないわけございまして、保育所の民営化もございましたけれども。教育についても、私もしっかりと力を入れていきますけれども、節約できるのは何かということも、しっかりと教育長のほうにも話をさせていただいているところでもございます。 トータル的に今、手厚いと言いますか、近隣に比して遜色のない乳幼児と就学前等の補助をやっているつもりでございまして、まずは今、トータル的に、総合的に考えながら、しばらくはこのまま見合わせていきたいと、そのように考えるところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	今後に期待をいたしまして、これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	これにて、10番 梅田美代子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 午後2時5分より再開いたします。 (13:55)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (14:05)

議 長	2 番 山本久矢議員
山本議員	通告書に基づいて、2 点ほど質問をさせていただきます。 1 つは、小中学校の交通教育の実態はということと、商工会の事業に対しての考えは、ということで、随時質問をさせていただきます。 まず、質問に入る前に、少し自転車関係の事故について、お話をさせていただきます。 もちろん自転車は、買い物や通勤、通学にたいへん便利な乗り物でございます。身近な移動手段ということで利用者が多いです。 24 年のデータで、県内の事故ですね、自転車関連の事故は、全体で 7,088 件起こっております。23 年度はデータはございませんが、マイナス 35 ということで、7,400 なんぼということになります。 減っておりますが、事故の内容については、死亡事故なり怪我する度合いが大きいということでございます。 自転車の事故の中で、全体の交通事故ですね、いろんな事故がありますが、交通事故の 16.4% を占めております。自転車の事故はですね。 ということで、今から交通教育に関しての質問に入りますけれども。 その中で、年齢別に、自転車事故に関しての年齢別に言いますと、10 代が 7,088 件のうち、10 代の事故ですね。ですから、小学生も入りますし、中学生、高校生も入ります。2,004 件、10 代の占める事故が 2004 件起きております。 ということで、どれだけ自転車の交通安全教育が大事なのかなと思います。 早速質問に入らせていただきます。 小中学校の交通教育の実態はということで、交通マナーについては、平成 23 年 12 月の議会において、私、山本が質問をさせていただきました内容によると、返答によると、届け出により約束を守るとということで、自転車通学を認めていると、届け出ですね。罰則等は設けていない、指導という形を取っているということで、ご回答いただきました。 また、教職員の自転車安全教育指導者講習会の参加については、参加してないということの回答でした。 その後、朝倉警察署を招いて交通安全教室を実施しているということでありましたが、未だにマナーが悪い、またヘルメットをかぶらない。皆さん、見られたことはないかもしれませんが、私はたまに見かけます。 ということで、最近でございますが、8 月に女子中学生がクラブに行く途中ですかね、事故に遭っております。車との接触事故が起きております。これは、ルールを守ってなかったという意味ではなく、ちゃんと指導なりしとけば、車も来るかもしれないという予知ですね、そういうことも必要だったのかなと思います。 ルールを守らない、マナーが悪いということで、現在の中学校に関しての交通安全教育、指導はどんな形で行われているんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 中学校の交通マナーが悪い、教育指導は行っているのかというご質問でございますが。 中学校におきます交通安全に関する指導につきましては、学級活動や道徳の授業の中で、自分の生活行動を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測し的確に行動する力やかけがえのない命を尊重することの大切さなどを学んでおります。その他にも年度の初めに交通教室を実施しているところでございます。 しかしながら、議員ご指摘のとおり、自転車通行マナーの悪さにつきましては、歩行者や自動車の運転手に迷惑をかけたり、自分の命を危険にさらすような乗り方が見られ

	たりする状況でありまして、両中学校ともにこの状況を深刻に受け止め、その対策を協議するとともに、生徒への指導を強めているところでございます。 教育委員会といたしましては、近年ですね、自転車の利用者が加害者となる事故がですね、全国的に増加傾向にもあるということから、自転車が車両であるという認識を十分持たせ、自転車の危険性と安全な運転について、指導の徹底を図るように、各学校に通知をしたところでございます。 今後ともスクールガードリーダーや関係機関と連携をしながら、交通安全教室等による指導の充実を図るとともに、保護者や地域の皆様の力を借りながら、子どもたちのかけがえのない命を守ってまいりたいと、そのように考えております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	それで改善されたのかなと思います。 今、課長が言われましたけれども、まだまだマナーが悪いと、危険な行為があるということは、何回も、自分も実際車を運転して、場面に遭ったことがあります。 では、現在の交通教育指導はということで、先生たちの、10月か7月あたりにあっていると思いますが、その学校の指導者に対しての講習会ですね、県レベルであっていると思います。また、筑後地区なり福岡地区であっていると思いますが、その指導者講習に教職員は、23年の質問のときには参加してないということでしたが、本年度、25年は参加されたんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 議員、言われましたように、平成23年度の一般質問等でですね、そういうご指摘を受けまして、各学校にですね、ぜひ講習会を受講するようにということで、指導を行っております。 そういうことから、各学校ではですね、平成23年度から毎年安全教育担当の教職員、または保護者等が、自転車安全教育指導者講習会を受講しているところでございます。 平成25年度は6名参加をいたしまして、これまでに教職員から15名、保護者から9名、合計24名が受講をいたしております。 ちなみにですね、受講者の各学校ごとの人数でございますけれど、三輪小学校が4名、東小田小学校が5名、中牟田小学校3名、三並小学校3名、三輪中学校4名、夜須中学校5名の合計24名でございます。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	参加されているということで、ではですね、その参加された保護者また教職員、指導者、どういった活動なり指導は行われているんでしょうか。また、校内だけの指導なんんでしょうか、街頭に出てあるんでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 これまでに本講習会を受講しました教職員につきましては、交通ルールの順守を含めました安全教育を徹底するために、学校安全教育年間指導計画の立案を行っております。また、自転車点検指導、交通安全教室等の指導者として活動しております。 また、全校集会あるいは学年集会等において、自転車の乗り方やルール、マナー等についての指導を行っているところでございます。 また、保護者につきましては、年度初めに実施されます地方委員会あるいはPTA総会、学年集会等の場で、自転車の安全な乗り方等について、説明、啓発を行っていただいているところでございます。 当然、日頃の街頭指導というか、定期的な学校全体での街頭指導を行っておりますけれど、そういった指導には、この講習を受けた先生方が率先して携わっていただいております。

	という報告を受けているところでございます。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	分かりました。 随分前にはなりますが、三輪中の生徒が自転車事故で亡くなっております。それは夜間ですね。ライトが点いてなかったということで、その内容については詳しく分かりませんが、夜間自動車と接触して亡くなられております。 ということで、もっと交通安全教育に力を入れるべきではないでしょうかと思います。 また、これは高校になりますが、県内の高校で、民間の保険会社、損保会社とか警察、また自動車学校等の協力を得て自転車安全教室が行われております。また、そこにプロのスタントマンを交えた教育で、とっさのときの判断なり、こういう乗り方をすると危ないぞというような教育が実際実施されております。 そこでお尋ねしますが、2、3年に一度でいいと思いますが、予算等もあると思いますが、そういった実際のプロのスタントマン、警察、民間の保険会社、いろいろあると思いますが、そこと協力して、そういった大々的な自転車安全教室ができないものでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 今年ですね、中牟田小学校におきましては、トラック協会の協力を得ましてですね、実際、ダンプカー等を使用した交通教室等を実施をいたしておりますが、スタントマンを入れた研修につきましては、警察のほうにも問い合わせを行いましたけれども、警察のほうでも情報を持っておられないということで、J A F F等でやっているんじゃないかとか、そういう話でございました。 インターネット等でも調べましたが、具体的な情報が得られなかったということでございます。 県内の情報もございませんでしたので、情報を収集しまして、今後ですね、費用の面とか、そういうところも検討してみたいと、そのように考えております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	情報が乏しいということですが、会社名を言うのは、とにかく損保会社が協力して、実際に県内の高校であっております。高校の名前を言っていきたいと思います、良いことなんで。これは、24年、昨年のことなんですけれども、嘉穂高校が10月2日に行っております。次に、東海大付属第五校が11月8日に実施されております。 ということで、情報はどこからでも、実際は取れると思います。やる気があるかないかの問題だろうと思いますけれども、言葉が過ぎるかもしれませんが、やっぱり大切な命の問題でありますので、ぜひそこら辺を、交通教育、通学教育に関してですね、もうちょっと力を入れてほしいというのが、私の願いでございます。 関連で、交通関係、もう1つお尋ねいたします。 同じく23年に質問いたしておりますが、いまだに危ないということで、小学生の送迎時ですね、事故が心配されます。以前もP T Aとか、そういう集会のときに注意はしているということでしたが、まだまだ総合庁舎ですね、旧三輪町役場の跡駐車場で送迎がっております。 一般の方が、もちろん車が入って来るわけですけども、子どもは小さいですから、車の陰になって、たいへん危険な、実際に自分も危険な目に遭ったことがあります。 小学校の横に駐車場等、または体育館側に駐車場がありますから、そこで送迎はもうちょっと徹底してほしいと思います。 事故があってからでは遅いです。実際に起こっておるかもしれませんが、大きな怪我

	にはならず、そのまま終わっている可能性もあると思います。 そこら辺の指導徹底なり、年に1回言ったからというんじゃないくて、年に何回かそういうことを言わないと、また一度きりでは忘れるんじゃないかと思います。 これは全体的に言えることなんですけれども、注意していても事故は避けられないという場合があると思います。事故を最小限に終わるようにすることが、自分たちドライバーなり大人の使命、役目であると思います。 悲しい事故なり大きな事故なり、小さな事故でも起こっちゃいけません、事故等が起こらないように、指導徹底をお願いしたいと思います。 次に、商工会の事業に対しての考えはということで、質問に入らせていただきます。 町の特産品はということで、思いつくのは地元産の、通称名で筑前麦太郎、筑前むぎかちゃん、木酢とか、クロダマルと思いつきます。 ということで、町の特産品ですね、商工会も含めてネット販売について、お尋ねしたいと思いますが。 現在、みなみの里でネット販売は行っておるようですね。商工会を含めたネット販売に、武雄市と近辺では大刀洗町が、それでF B良品ということで頑張っておられますが、このネット販売について、どのようにお考えか、お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	担当課のほうで答えたいと思います。 今、議員がおっしゃいましたように、佐賀県の武雄市が最初にスタートしているような状況でございまして、おっしゃるように、すぐ隣の大刀洗町さんもフェイスブックで行う、いわゆるF B良品というふうに参加されております。 実は、このF B良品に入った場合でございまして、初期費用が200万円かかります。それとメンテ代ということで、月15万支払うということで、実質大刀洗町はそんな費用を使っておられます。そういう費用面を、まず考えております。 それと議員がおっしゃいましたように、みなみの里もネットのサイトをですね、通信販売のサイトを設けておりまして、約10品目、10アイテムほど中身を紹介しております。 議員がおっしゃったように、麦とか米とか木酢とかクロダマルとかドレッシングとかせんべいとか、そういうのを10品でございまして。 それと商工会で発足しております筑前町ブランド専門委員会というのがございまして。町のほうも農林商工課のほうで2名ぐらいと、総務課のほうで2名ぐらい、この委員会に参加しておるんですけども、そちらのほうでもですね、筑前町特産品というサイトの中で、「美味っつと筑前町」と言いまして、美しく味というふうに書きますけれども、おいしいというのを語呂合わせで「美味っつと筑前町」というタイトルを作っておられますが、そこでも各商店とですね、商品を紹介されております。 先ほど申しましたように、金額が相当F B良品にはかかるというのが1点でございまして、できますれば費用対効果の面からも、当面は、この独自のみなみの里の通販のサイト、及び商工会と一緒に専門委員会でやっております、先ほど言いました筑前町ブランド専門委員会、こちらのほうとのサイトのほうに活用してですね、充実したほうがいいんじゃないかというふうに、担当課のほうでは考えております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	よく調べてあると思いますが、初期投資200万、月メンテ15万ということですが、もちろん費用対効果を考えると、それはもちろんできませんね、そういう考えではね、と思います。 これは、もちろんと言いますか、筑前町をPR、アピールするということでもたいへん効果があると思います。

	フェイスブックを通じてのF B良品販売については、もちろん費用対効果を考えると、なかなか踏み出しにくいという考えは分かりますが、その辺をですね、もうちょっと考えていただきたいと思います。 また、商工会には地域活性推進事業、先ほどお話の中に出て来たようではありますが、取り組んでいます。 最近では、商工会の会員さんの中でですね、いろんな加工品、いろんな物を今年の5月イオンモール筑紫野で販売なりPRを宣伝されております。また、九州観光物産フェア、これは、10月に東京の代々木公園で開催されて、それにも参加されております。 また他、いろんな商品を広く販売するために、東京での商談会等にも売り込みを頑張りと、商品開発、努力されております。 今、筑前町立ですね、大刀洗平和記念館が話題になっています。映画等の影響もありますが、館長また担当の方が広く営業努力をされております。そのおかげで遠くの地域から来館されている。また、北海道の高校修学旅行の方たちも来館されております。 このような営業をみなみの里はされているのか、また、ネットに乗せただけで、ネットで買ってくれるのを待っておられるのでしょうか、どのような営業をされているのでしょうか、広くですね、やっぱり出向いて、営業的な部分も必要だと思いますが、そこら辺をお尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 確かに大刀洗記念館はそういう形で営業努力の賜で、今年度集客が増えているのは事実だと考えております。 若干お客様の層が、みなみの里は若干違うと思っておりますし、今おっしゃいますようにですね、ネットでのあれは今後も強く続けていきたいと考えております。 それと、独自に特産品の開発ということを考えておりまして、例えばいろんな、先ほど言いました、麦太郎、きなこかクロダマル関係、甘納豆、ドレッシングとかいうのも、その中の成果の1つだろうと思っております。 町内の、おっしゃっている、例えば商工会の飲食店のほうの方に、例えば原料を提供してですね、いろんな新しい商品を開発していただく、これも昨年来続けておりまして、少しずつですけど、そういう新しいものができつつあるんじゃないかと考えております。 単なる、いわゆる道の駅的なものじゃなくて、物売るんじゃないくて、新しいものを開発するというほうに努力を続けておりますので、今後もそちらのほうの、もちろん集客も大事でございますが、そちらのほうの努力も特産品の開発という意味でのですね、みなみの里の位置付けをしたいと考えております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	いろいろ頑張っておられることは分かりました。 しかし、まだですね、私的にはですね、まだ頑張りが足りないんじゃないかと思うところもあります。 では、次に、商工会のカード事業。 みなみの里は、町、JA、商工会も出資いたしております。みなみの里は株式会社ですよ。 この頃、1年ほどですかね、みなみの里独自のカードを作られたということで、カードを扱う機器、機械とか、カード自体を作る費用が大分かかっていると思いますが、この事業は社長決裁なのでしょうか、館長決裁ですか。どちらでしょうか、カード事業に入られたのは。お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長

農林商工課長	お答えいたします。 事業の予算面の関係ですので、担当課のほうからお答えさせていただきます。 これは、議員おっしゃっている機械でございますが、いわゆるカードのシステム自体にですね、250万ほどお金をかけております。それとカード本体に65万ほど、併せましてその他の雑費がございまして、317万ほどの予算で、昨年度、24年度に導入しております。 これは、町のそったく基金の直売所活性化事業というのがございまして、上限200万を直売所に補助するという事業で、このポイントカードを導入した経緯でございます。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	関連ですが、みなみの里のカード事業の状況把握、3点ほどお尋ねいたします。 まず、カード会員は何名おられるのでしょうか。また、町内外の顧客の割合はどれだけあるのでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 25年の1月17日から正式的にカードを受け付けております。直近のデータは集計中で申し訳ないんですけど、10月末まで、約10カ月間のデータでございまして、カードの登録総数が4,928登録でございます。 そのうちの割合といたしまして、筑前町がパーセントで申し上げますと、1,064登録でございまして、21.6%、ですから、あとが筑前町以外ということになりますから、大きな割合でしますと、筑前町内が21.6で、町外が78.4%という、登録されている地域の割合になるかと思います。 ちなみに、エリアの話で申し訳ないんですけど、先ほど言いましたように、1番はもちろん町内の21.6でございまして、次が筑紫野市の14.9%、福岡市、これは全体東区とか中央と区を全体含みますが、10.1、糟屋郡、宇美とか志免とかが多いんですけども、9.9、同じ数字が太宰府市の9.9、隣の朝倉市が7.7というようなパーセントでございます。
議 長	山本議員
山本議員	今ので大体の、まず約2割と、町内がということですね。 お客様に対してですね、カードの保持者ですね、カードを持ってある方に対しての利点はあるのでしょうか。また、ポイントとかたまるのでしょうか。 また、ついでお聞きしますけど、顧客データ、それを利用してDMとかご案内、フェアのご案内なり催しのご案内とかはされているのでしょうか。お尋ねいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 まず、利点と言いますか、先ほど申しましたようにですね、いわゆる登録していただくときには、住所を書いていただきます。そして年代を書いていただきます。10代、20代、30代、40代というようなですね。そして先ほど申しましたような地域、住所の顧客の割合が、データが入ってまいります。 そういう利点があるというのと、例えば何回でもお見えになれば、例えば町内でも結構ですけど、Aさんが例えば1カ月間に何回来て、どのくらい買われたというデータも集計できます。そういうのが、このポイントカードの利点でございます。 いわゆる顧客の情報を収集して、データ分析を行って、販売戦略のほうに活用するという目的で、昨年度導入している事業でございます。 実質どのようにやっているかというご質問が、続けてあっているかと思いますが、先ほどおっしゃいましたように、DM、いわゆるダイレクトメールというのはですね、

	先ほど言いましたように、約10カ月間ぐらゐの集積でございますして、最終的には1年間ぐらゐかけてデータを集積して取り組みたいというのが、みなみの里の館長以下の職員は思っております。我々もそうでございますが。 ただ、今後はですね、もうすぐ1年になりますので、議員が全くおっしゃった、いわゆるDM、ダイレクトメールを送って、それからいろんなイベントを行っております。しょっちゅうあっているわけではございませんけど、イベントをですね、例えば町内、町外、先ほど言いました5,000通、登録者には全部送れませんけれどもですね、例えば回数が多い、少ないを見ながら、例えば多い人に送る、少ない人に送るとかですね、そういうのを具体的に動きたいというふうに、みなみの里と協議しているところでございます。以上です。
議長	山本議員
山本議員	カード運営については、分かりました。 では、以前商工会、協同組合筑前町シール会加入についてお願いにまいりましたが、なかなか難しいと、厳しいという返答を頂きましたが。 シール会は旧夜須町、三輪町のシール会の合併でできております。今は消費者ニーズの多様化、大規模小売店舗とかが町内へ相次ぎ出店しております。シール会はもとより小売業の厳しい、現在続いております。 また、隣接する地域には大型商業施設への消費流出が続いておるということでございます。 消費を町内で循環させるために、最後の手段であると思いますカード発行は、大事な砦といいますか、要であります。 カード発行は、ポイントを貯めて、またそのポイントを使って買い物ができるようなシステムになっております。顧客を囲い込みするツールでもあります。町内での消費循環の活性化にも繋がると思います。 また、みなみの里を利用すると言いますか、筑前町シール会に入っていいただければと思いますが、入ってほしいんですが、みなみの里を利用する町民の方にも喜んでいただけるようです。 みなみの里では、耳にしたことですが、みなみの里は使えんもんねということで、多くのお客様から、一般の方から聞いております。 やっぱり町内の、先ほどの課長の返答で21.6%と、町内の顧客はということですが、シール会に入っていいただくと、必ずパーセントは上がると思います。町内のお客様が増えると思います。それはもう目に見えているようなことであります。 ということで、ぜひ、みなみの里のカード、筑前町シール会の加入をお願いしたいと思います。 ですので、とにかく喜んでいただけるように、再度考えていただき、お願いしてですね、とにかく顧客なりみなみの里のお客様が増える。私も商売しておりますが、商工会全体の活性化にも繋がると思います。それで、ぜひお願いしたいと思います。 次の質問に移ります。 この項目に、物産展に対する補助金を減額したのはなぜかということで、書いております。 日本でも最も古いと言われております大己貴神社で続いております。来年の2月に開催されます、もう25回目になります。今年24回ですね。 商工会の会員さん、また、出展していただいているお店の方々なり、また、地元の農業の方、またいろんな方が出展、出品されております。 物産展への助成金90万を頂いておりましたが、今回85万に減額されております。また、その前に商品券のプレミアム商品券については350万の補助とか頂いております。それはたいへん助かっておりますし大好評であります。すぐに売り切れるような状

	態でございます。 ということで、どうして減額になったのかなというところを、お尋ねいたします。
議 長	企画課長
企画課長	私のほうからお答えさせていただきます。 町の活性化、また町民の方の連帯感の醸成、また、都市部の住民の方との交流を図る祭りとかイベントに対しまして、町の方では補助金を交付して支援を行っておるところでございます。 毎年２月１１日に開催されます筑前町大国様物産展につきましても、交付対象事業として、毎年支援させていただいております。 ただ、予算的なものを申しますと、補助金と言いましても、毎年同額が普通ということではございませんで、予算編成方針におきますとですね、毎年徹底的に内容を見直しなさいと。そして、廃止、縮小等の検討を行うこと。積極的に整理を行い、時限を設けるなど、自主性、自立性を尊重する観点から、全般的に抜本的な見直しを行うこととなっております。 お尋ねの補助金につきましても、先ほどおっしゃいましたように、２４年度は９０万円交付、その後商工会のほうと協議を行ったうえで、平成２５年度は８５万円とさせていただくということで、合意に至って予算化をしていたということでございました。 しかしながら、協議の結果を町としても、最終確認していなかったということもあったようでございまして、商工会のほうからご意見を頂戴いたしました。 しかしながら本年度は、何とかこの補助金でやっていまいしょうというふうことで、ご理解いただいております。 どうしてかというふうな理由につきましては、ちょっと細かい個別案件になりますので、この場での答弁は控えたいと思っております。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	物産展の補助金については、また再度ご検討なり、また元に戻していただきたいなと思います。 次に関連ですけれども、草場川沿いの桜並木の補助金等も打ち切りということでございますが、これについての補助金等はお考えはないのでしょうか。 商工会としては、また補助金をお願いできないでしょうかということをお聞きしております。その考えと言いますか、お考えなり、今度検討されるなり、お尋ねいたします。
議 長	山本議員、通告制になっておりますからですね、通告以外は質問されないようにお願いいたします。 答弁しますか。 じゃあ、特別に答弁をさせます。 企画課長
企画課長	お答えいたします。 桜並木、特に夜のライトアップですね、非常に頑張ってくださいまして、多くのお客様、観光という面で、筑前町をＰＲしていただいておりますことに対しまして感謝しております。 ご存じのように、みんなでつくる里づくり事業の助成金ということでですね、２年間ライトアップの、主にハード面の整備ということで１００万円、２年間にわたって助成させていただいて、いろんな整備を整えていただいたところでございます。 この中の部分につきましては、あくまで住民自治の地域づくりという観点に基づきまして、自主的、自発的にということでございますのでですね、一応自立したイベントという形で期待させていただいたうえで、このみんなでつくる里づくりの事業補助金を交付させていただいたところでございます。

	ということでございますので、電気代等につきましては、こちらのほうの自助努力ということでお願いできたらと。 ただ、ハード面等また新たな展開につきましてはですね、またご相談いただければ、その際検討したいと思っておるところでございます。以上です。
議 長	山本議員
山本議員	通告書に記載していなかったもので、申し訳ございませんでした。ご回答ありがとうございます。 最後に、再度お願いですけれども、商工会の事業に対してのご理解とご協力と言いますか、助成を強く願ひまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、2番 山本久矢議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩します。 3時より再開します。 (1 4 : 5 0)
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (1 5 : 0 0)
議 長	8番 久保大六議員
久保議員	今回、3点について、質問を通告しております。 順次質問をしてまいります。執行部におかれましては、簡潔なる答弁を頂きますようよろしくお願いいたします。 まず、初めの、住民の安全と安心について、質問をいたします。 要旨1、避難所の開場に伴うカギの取り扱いについて、質問いたします。 近年、世界中で、今まで想定もしていなかったような大災害が発生しております。その結果、甚大なる被害が発生し、今年に入っては、大島での豪雨による土石流での大災害、アメリカでの大竜巻の同時大量発生、フィリピンでの大型台風での高潮災害による尊い人命や財産等に甚大なる被害が発生いたしました。 このような大災害も近年では異常気象とは言えないような、例年的大災害になりつつあります。この現状を踏まえ、今後の防災対策や防災意識は、今までとは違う捉え方、組織づくりに切り替えていく必要があります。 先日からの大島でのゲリラ的集中豪雨では、町長不在という不測の中、町としての防災マニュアルがあったにもかかわらず、職員への意識徹底ができてなく、結果的に執行部の避難勧告の遅れによる、人災ともいえる災害でございました。 お亡くなりになりました多くの住民の方々に、心よりのご冥福を申し上げる次第でございます。 そこで、担当課長にお聞き申し上げます。 大島の災害ではございませんが、予測できるときの防災マニュアルとは別に、町としてゲリラ的災害時に、住民の命を守るためのマニュアル、これらは作ってあるのか、また、対応策は考えてあるのか、お聞かせをお願いします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 筑前町といたしましては、筑前町地域防災計画、こちらのほうをすでに作っております。さらに法改正に伴う修正等も随時行っているという状況でございます。 さらに職員のマニュアル、こちらのほうも作成し、地域防災計画と併せて毎年修正等を行っておるという状況でございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	先日の新聞に、これは、福岡市城南区南片江校区の自主防災の記事でございました。

	この校区の自主防災組織では、3、4年前の大雨で大きな土砂崩れ、河川の氾濫があったということでございます。 この反省を踏まえ、防災意識が高まり、夜間での予期せぬ災害に備え、すぐ避難できるよう、避難所のカギの事前貸し出しの要望、これが行政区に出されたとのことでございます。 そのときの行政区の対応としましては、公共施設であり前例がないということで、一旦拒否をされた。しかしながら、防災組織、住民の粘り強い働きかけに、カギの一時貸し出しの検討に入るといふ、対応の変化があったというふうに記載をされております。 もう一度担当課長にお聞きします。 筑前町では、現在自治区での自主防災づくりに力を入れられております。その中で、中牟田町自主防災組織では、何年も前から指定避難所である中牟田小学校の体育館のカギを、深夜等でのゲリラ的災害のときの対応のため、区長に預けていただくよう、要望をしておる経緯がございます。 その後、指定避難所のカギの取り扱いに対する町としての捉え方は、どのようになっておるのか、お聞かせをお願いします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員、ご指摘のように、災害時の避難所につきましては、筑前町地域防災計画の中で、10カ所指定しておるところでございます。 災害は、筑前町はあまりございませんけれども、津波それから台風、地震、大雨等で数多くの様々なパターンがございます。 個人、地域、町などで、それぞれの一刻一刻の判断が重要になってまいります。状況によっては、避難所へ避難しないほうが安全である場合もございます。 今、議員が申されましたとおり、平成25年今年の11月18日、西日本新聞のほうで、先ほど議員が申された件が載っておりました。 中身を要約しますと、そのとおりに読まさせていただきます。 一時避難所に指定されている公民館のカギを預からせてほしいと。住民側は暴風警報が続いており、今夜は公民館を開けておきたいと求め、その後住民側は、夜間の災害でも避難所に早めの誘導ができるようカギを持たせてほしいと求めたが、区は、これは、福岡市城南区ということになりますけれども、拒否と。方向転換を強く求めたところ、常時貸し出しは防犯上難しいが、一時貸し出しはできるので、状況に応じて話し合いたいという、態度を軟化させたという記事でございます。 筑前町といたしましては、この新聞記事のケースにつきましては、すでに一時貸し出しについて、実施している状況でございます。 まず、この点分析いたしますと、最初に、カギを預けた場合の問題点がございました。 紛失の可能性、また、管理する方が不在のときの対応として、例えば区長にカギを渡しておいたとして。区長不在のときは副区長さんや自主防災組織の役員等に渡すなどの措置が、毎回、当然警報等が出されるたびに、毎回必要となります。 また、自主避難所ではなく指定避難所として開設する場合は、町職員が責任をもって避難所内及び避難経路の安全を確認し、開設しなければなりません、その責任を住民の方に負わせることとなるということで、カギの常時貸し出しなどが、どのような災害の場合に想定されるのかということを考えなければなりません。 台風等の風水害については、気象情報等がある程度時間的余裕がございます。災害が起きそうになる前に、自主避難所を開設することになり、中牟田町においては、自主避難所を開設する可能性があるということで、事前にお知らせをしているところでございます。

	地震等につきましては、発生直後は不用意に自宅等、屋内から出て移動して、その後また、屋内に入る危険性のほうが高くなります。屋内外の施設や状況などの安全を十分に確認することが必要でございます。 地震等については、地震直後は避難所ではなく、例えばですけれども、小中学校等の避難場所、これはもう運動場とかになりますけれども、そういったところに避難することとなります。 このような内容をもとに、平成18年10月10日に中牟田町区、石櫃区、消防団の第2分団、当町当時のまちづくり課、教育課で協議が行われ、自主避難所であれば状況がひっ迫する前に開設しますが、町の自主避難所を開設する場合は、事前に中牟田区にお知らせし、カギを渡すようにしているということで、結論を見ているところでございます。 したがいまして、新聞で記載している、載っております内容につきましては、すでに一時貸し出しが実施されているという状況であり、非常に先進的な協議が行われた結果であると、このように捉えております。 今後、新たな別の状況が想定される場合は、積極的に協議を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	町としては、この事前のカギの一時貸し出し、これが進んでいると。今回の新聞に記載された地域よりもですね、先進的な取り組みがなされているという答弁でございました。 今ですね、筑前町、本当に恵まれております。いろんな近隣では災害が起こっている中に、地震も少ない、風水害も少ない、山崩れも少ない、そういう中で我々は安心をしておるところでございますが。 このラッキーというのは、相手が自然でございます。いつ大きな梅雨前線なり集中豪雨があるかもしれません。今回の一時貸し出しというのは、あくまでも想定される範囲内での、予報がある程度される中での一時貸し出しだと私は思っております。 しかしながら、梅雨時期、台風時期、特に深夜等には思わぬ大きな雨が降って、河川の氾濫、大きな河川はあまりないと言いながらも、氾濫する川は筑前町も何本かございます。そういうときに執行部が開錠に間に合わない、来れない、渡れないような状況も発生をしている。そういうことが想定をされます。 今の異常気象のことを考えれば、台風シーズン、梅雨のシーズン、若干長期的な期間の間カギを預けるという、こういうこともですね、防災、減災にはやり過ぎということはないと思います。 確かに紛失等の心配とかございますが、区長等にですね、しっかりと責任管理をしていただいて、私はこういう異常気象の中で、1人でも尊い住民の命をなくさないために、最善の努力をしなければならないと思っております。 町長、課の考え方、これは、町長のご指導のものとは思っておりますが、近年の世界中の異常気象を考えれば、台風時期、梅雨時期には、長期的なカギの預け、貸し出しを、ぜひしていただきたい。 特に、小学校関係の体育館、行政区から離れております。めくばり館とかコスモス館は近いから対応が早いかもしれませんが、異常、突然のときには間に合いません。ぜひ、学校体育関係の避難所には、近隣の区長にカギを、梅雨時期とか台風時期には預けとくという、この取り組みをしていただきたいと思います。町長の見解を。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 ただ今、環境防災課長が申し上げましたようにですね、いろいろ話し合いの末、そし

	て実際受け皿がしっかりしている区にですね、お願いをしているというところでもございます。 これが安易にですね、カギが分散いたしますと、防犯上の問題、様々な問題も発生することは想定できる場所でございますので、トータル的に考えて、今のやり方がいいんじゃないかなと、私も考えているところがございます。 さらなる工夫、創意ですね、意見等は聞いていきたいと思っておりますけれども、基本的に今のやり方をまずはやってみたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	今の現在の筑前町の状況、たいへん災害も少ないということ、先ほど申し上げました。 もし状況が変わって、梅雨前線等の移動があつて、常に雨が降るようであれば、またそのときには、ぜひ、徹底した安全のための防災マニュアルを作っていただきたい。今後とも住民との協働の中で、しっかりとした防災対策が進められていきますように、よろしくお願いをいたしまして、次の要旨 2 の、中牟田橋の架け替えに伴う横断歩道の設置について、質問をいたします。 現在、十数年来の中牟田地区 3 8 6 歩道設置期成会の念願でもありました、最も狭くて危険な中牟田橋の架け替え工事が、地元関係者、執行部のご努力により、来年からやっと工事の運びとなりました。 このような中、先月の 1 1 月 2 3 日、この中牟田橋の架け替えに対し、1 0 年来頑張つてこられました元中牟田区長の大楠嘉昭様がお亡くなりになりました。元大楠区長の今までのご尽力に敬意を表しますとともに、心からのご冥福を申し上げる次第でございます。 この橋の周辺では、今まで何人もの方が車にはねられ、接触をし、死には至らなかったものの大けがをしております。また、近くには中牟田郵便局が開設をされ、その関係で近くの方々の利用が増えております。特に高齢者も多く、横断されるのにたいへん危険性が増しております。 担当課長にお聞き申し上げます。 今現在、いろんな事情で、中牟田郵便局周辺の横断歩道として、かなり利便性の悪い場所、ガソリンスタンド側に設置がしてあります。これは、モリ薬局から、あの周辺の住宅地から考えますと、逆に遠まわり、遠くまで行かなければなりません。 それで、今回の中牟田橋の架け替えに伴い、歩道の設置、これが整うものと思います。特に、前の大平うどん側、ここには立派な歩道が設置されるものと思います。 この横断歩道を安全と利便性向上のため、橋の架け替えと同時に郵便局近くに移設をするべきだと、安全のために移設をするべきだ、利便性のために移設をするべきだと思いますけど、答弁をお願いいたします。
議 長	建設課長
建設課長	最初に、朝倉県土事業でございますので、担当の建設課のほうから、県の計画について、報告をさせていただきたいと思っております。 県土事務所に確認をしましたところ、現在 3 名の方の用地買収がすでに完了しているようでございます。今年度末までにう回路の起工を行いまして、平成 2 6 年度中にう回路工事、橋本体、現実的にはボックスカルバート形式、四角い箱がですね、入る予定でございます。これが平成 2 7 年度 3 月完成予定。2 7 年度にう回路を撤去しながら歩道設置をし、2 8 年 3 月に完了予定ということで聞いております。 歩道の件については、担当課のほうに交代いたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	中牟田橋の架け替えに伴う横断歩道設置について、環境防災課のほうよりお答えをさ

	せていただきます。 先ほど建設課のほうよりご報告がありましたけれども、また、議員のほうからも、昔からほんとと懸案事項ということで、本当に前大楠区長さん、本当に私も建設課時代にお世話になりました。そして、非常にご尽力いただきました。おかげで、こういうことで、中牟田橋の架け替えが進むということで、非常にうれしく思っております。 内容に入らせていただきます。 横断歩道設置について、でございます。 先月１１月でございます。中牟田校区、こちらは中牟田町、村、下原、それに石櫃区より議員ご質問のように、国道３８６号線中牟田郵便局前に横断歩道の設置をとということで、要望書が提出されております。 建設課のほうより、先ほど工事の進捗状況、今後の計画等朝倉県土整備事務所の報告をされたわけですが、環境防災課のほうからは、交通規制に関する事業でございますので、県公安委員会の判断にはなりますが、地元事情を説明の上、朝倉警察署のほうに申達したところでございます。 今後につきましては、議員もご存じのとおり、横断歩道設置の主な要件となっております車両通行量、それから横断歩行者の利用量、既設の横断歩道との距離、それから、横断者の待機場所の有無、車両運転手からの見通しの良否などがございます。 中牟田橋の架け替え工事、歩道設置工事等の進捗状況を見ながら、先ほど議員がご指摘されましたように、すぐ近くに既設の横断歩道がございます。今後は地元区と一体となって、要望活動を行っていききたいと、このように考えておるところでございます。
議 長	久保議員
久保議員	今の横断歩道があるのはですね、本来であれば郵便局の前に作ってほしいという、地元区長さんたちの要望が叶わず、待機場所がないということで、取れないということで、持って行かざるを得なかった。 今回は橋の架け替えによって、大平うどんには必ず付けられると思います。 また反対側の郵便局側はですね、駐車場等がありますが、先日私個人的に局長とお話しまして、お客さんの安全のために待機所に対する安全帯の設置をさせてもらうようお願いをしております。 全面的に協力するという言葉が出されましたので、ぜひこれからですね、早急に地元区長さん並びに警察、県との協議に入っていただきたい、よろしくお願いを申し上げます。 次に、質問事項２に移ります。 福祉について、その要旨１、めくばり館と敬老館の運営について、質問いたします。 前回、私の一般質問で、めくばり館と敬老館の運営について、質問をしております。 敬老館とめくばり館、イベントに大きな差がある。めくばり館は常にイベントがあっているのに、敬老館ではあっていない、もっと町がかかわれということで、質問を出しておりました。 福祉課長の答弁では、それは事実だったと。しっかり捉えていかなければならないという答弁をいただいております。 先日、めくばり館に私行ってまいりました。玄関にはですね、看板が置いてありまして、１２月のイベント、ありました。踊り、カラオケ、久留米ひまわり会、鶴の会、ふれあい劇場、たいへん行事がいっぱい、満載でございました。 敬老館ももっとこういうイベントを開催することによって、福祉のサービス、会館の活性のために、費用対効果を上げるためにも努力していただきたいという思いであります。 今回の質問はですね、特にめくばり館の運営について、質問をいたします。 以前より、施設の形の違い、形状の違いということで、敬老館は図書館と廊下続きと

	ということで、アルコールの販売、飲酒は早くから禁止をされておりました。しかしながら、めくばり館のほうはですね、今まではアルコールの販売、飲酒は認められておりましたが、何カ月か前から飲酒が禁止になったという話を聞いております。 担当課長にお聞き申し上げます。 その飲酒禁止になった経緯を、ご説明をお願いします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 めくばり館での飲酒禁止について、ご説明いたします。 めくばり館での利用者への迷惑行為や飲酒運転の実態がございまして、なかなか改善されないという状況がございました。そういう経過も含めまして、さらに委託先でありますシルバー人材センター、利用者の方、現場の管理人さん、そういった方々からの新たなそういった改善要望等もございましたので、総合的に判断をいたしまして、周知期間も設けまして、昨年8月1日から飲酒を禁止といたしております。 また、めくばり館の売店で以前販売をしておりましたアルコール類、これも同じような理由で、昨年の4月から販売を中止といたしております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	私はお風呂が大好きでございます。そして、お風呂上がりに飲むビールがたいへんおいしゅうございます。 福祉のサービスというのはですね、お年寄りたちが一番好きなこと、楽しいこと、これを提供してやるのが一番の元気の源であり、最高のサービスだと思っております。 今回、めくばり館でのアルコールは禁止にされたということは、今の要因としては、心ない少人数の方の飲酒運転対策として取られたという説明でございます。 単なるという言葉ではいけませんね。飲酒運転は犯罪でございます。そういう少人数の方のためにですね、それに対する解決策、例えば、その方に徹底した飲酒運転の犯罪性、飲酒運転の危険性をですね、心から説明をされ、そしてあと残られた多くの方のためにですね、私は禁酒の判断は早すぎるんじゃないかなと。これは、行政の取る一番簡単な判断、怠慢的な判断だと、私は思います。 しっかりとした説明をもって、それ以外の多くの方の楽しみを残すべきだと、私は思います。 再度担当課長にお聞きします。 めくばり館での売店、これが来年の3月で閉店をする。4月からは自動販売機のみでの販売になるという話を聞きましたが、これは本当なのか。また、現実であれば、廃止に至る経緯の説明を、お願いをします。
議 長	福祉課長
福祉課長	めくばり館の売店の件でございます。このめくばり館の売店の運営につきましては、シルバー人材センターに委託をしております。次年度から人的配置が困難であると、今年度限りとのシルバーからのお話がございまして、現在、それに代わり得る内容での検討をしているということで、そういう状況でございます。 お茶等の関係につきましては、毎日準備をいたしておりますけれども、それ以外の対応といたしまして、例えば弁当関係では、コスモスプラザ敬老館食堂での弁当の受注配達、そういったものができないか、現在協議中でございます。 さらに販売機等の多種多様なものがありますので、そういった活用ができないか、そういったことも検討中でございます。最終的に結論は出しておりませんが、シルバーでの委託が厳しいということになれば、それに対する対応策というものを、より利用者の方の利便性を損なわないような形で、現在検討しているという状況でございます。以上でございます。

議 長	久保議員
久保議員	今現在してあります売店、それを廃止する理由、委託が厳しい。委託ですね、シルバー人材センター委託が厳しい。この厳しいというのは、経費的に赤字だから厳しいんですか、それともシルバー人材が、もう対応しきらんとってあるのですか。どちらでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	人的な関係が主でございます。今、売店をしてある方の業務を、後を継ぐ方が確保できないということでの、シルバーからの今年度限りでの、今年度限りで委託については終わりたいという内容のお話で聞いております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	シルバー人材側からですね、次の後継者、次の売店の担当者がおられないということでございます。 私、売店に行って、おばちゃんと話をしてきました。これがなくなるとお客さんが減りますよ。みんなさみしがります。自販機でジュースだけじゃだめ、やっぱりあったかいうどん、カレー、これを提供していきたいというお話がありました。 もうひとつ突っ込んで、いくらぐらい給料をもらっとるねということをお聞きしましたら、私たちはもうシルバー人材だから、月に3万ぐらいということも言われました。 じゃあ、今言われましたシルバー人材のほうで、次の方の確保ができないというのは、月3万ぐらいの人件費ではきてがないということになると思います。 若干の経費がかかりましようけど、やはり今、最低賃金法等もございます。シルバー人材とは違うかもしれませんが、もうちょっと報酬を上げてやると、シルバー人材も対応ができる。若しくは町の広報紙等でですね、めくばり館の売店の担当の方の募集をすれば、これもまたボランティアでやろうという方がおられるかもしれません。まだ廃止にするには時期尚早だと、私は思います。まだ、努力、努力、努力をして、どうしてもだめな時には、私は廃止もやむを得ないかと思っておりますけど、簡単なる廃止、禁止は、私は怠慢だと思います。 町長にお聞きします。 来年の3月で打ち切りというのは、私は時期尚早だと思います。もっといろんな努力をなさって、本当の原因、理由を確認されたうえに、解決できるものがあれば解決をして、そして老人福祉の向上に向けてですね、今、一番大事なのは老人の健康、精神面の健康と体力的な健康、これが一番大事でございます。 めくばり館の風呂そして飲酒、そして売店で食べるあったかいカレー、うどん、これが生きがいになっておられる方もおられます。 ぜひ、この4月からの売店廃止、これを見直していただきたい。町長の見解をお願い申し上げます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今、議員のほうから、様々な思いと提案をいただきました。また、担当課のほうでも、今、検討中でございますので、総合的な検討をしたいと思っております。また、4月には、いずれ新しい方向性で示させていただきます。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 念のため申し上げますけれども、めくばり館での売店では、うどん、カレー等は取り扱っておりませんので、弁当については受注を便宜上受けながらしているという実態はありますけど、カレー、うどんということで、議員さんのほうから、先ほど申し上げられましたので、カレー、うどんは、敬老館の食堂では販売をしておりますけれども、め

	くばり館では、そういったものは取り扱っていないということで、お答えをいたします。
議 長	久保議員
久保議員	私はめくばり館に行ってメニューを見たときに、いろいろ書いてありました。食事がですね。注文者があったから、チンしたかどうか知らないけど、あったかいものがありました。 どういうものがメニューにありますか、ご存知ですか。メニューは。昼食的なメニュー。 いいです。すみません。 そのようなですね、昼食的なもの、家でですね、弁当とか作って行ける余裕のある方はいいですよ。独居老人とか、そういうのができない方、もうバスに乗って、めくばり館に行って、そこであったかい食事ができれば、もうそれこそ1日が楽になります。説明は聞きました。 今ですね、今回福祉バス、これが試行的に運行されておりましたけど、今度4月から名称を筑前町地域巡回バス、このような名前に変更されます。バスもちくちゃんバスという名称、バスのボディも見ましたけど、かわいらしい、本当に見るからに笑いそうですね、愛着のあるいいバスができております。また、路線の増便、駅の増設、これですね、私は福祉バス、もっともっと利用客が増えるんじゃないかなと期待をしております。 そうなれば、また敬老館、めくばり館の来館者も増えて、ますます活性化していくんじゃないかなと、その中でくどくは申し上げませんが、今度4月で、話を聞きますが、売店の廃止とかはですね、十分考えた結果、出していただきたいと思います。 質問を変えます。 次に3番目ですね。 消費税増税後の町としての対策について、でございます。 来年4月より消費税が5%から8%へ増税されます。それに伴い、現在、駆け込み的需要として、車の販売とか、先ほど木村議員も言われましたけど、住宅地の建設等がですね、大きく伸びていると、売り上げも大きく伸びているという状況でございます。 しかしながら、以前の3%から5%に上がったときの、大きなデメリットはないという話もございますが、これはまだまだ戦々恐々どうなるか分からない。駆け込み需要の反動で、リバウンドで、今度逆にですね、景気が低迷する。こういうことも実際危惧をされておるわけでございます。 担当課長にお聞き申し上げます。 来年4月よりの消費税、これが5から8に増税されます。この駆け込み需要の反動として、筑前町商工業に対する落ち込みが、たいへん心配されるわけでございます。 商工業の運営について、行政とはちょっとかけ離れたところはございますが、これは、農林商工課が一生懸命努力しておられます。 そういう中で、町として、この商工業への支援、救援対策、これの何らかの対策を持つてあるのかどうか、お聞かせをお願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	担当課のほうからお答えさせていただきます。 議員ご指摘の、消費税の次年度以降の26年度からの関係でございますが、具体的にはですね、農林商工課としては事業、それに対する対策というのは、現在のところは持っておりません。 ただし、商工会支援につきましてはですね、商工対策とかプレミアム商品券発行事業という、従来からあるものと言われればそれまでの話なんですけれども、確かに先ほどの消費税駆け込みがありますが、大型店の出店に厳しい傾向が今後も続くというのは予

	測しております。 ですから、24年、25年。来年度も同じような補助を商工会等にしていきながら、町としても補助金を出しながらですね、支援を、支えていくという、現在の段階ではそのような考えでございます。
議 長	久保議員
久保議員	県ではですね、今回の消費税増税後に対するですね、景気低迷、この懸念に対する支援としてですね、商工会が、商工会議所ですね、今発行しておりますプレミアム商品券、これに対する補助金率は3%、これは変わっておりませんが、以前からの7月からの開始を、4月からやりますと、各商工会に消費税増税後の景気低迷対策として、早くやりなさいという、指導を出しております。 担当課長、もう1回お聞きしますけど、県が早くやりなさいと言って指導した場合、商工会としては5月の総会等がありますから、そんなに総会前にですね、決めてないことを実行することはできないんでございますが、少しでも早くしようということでしたら、県の指導と同乗したような、早い時期で、この補助金の展開がなされる、していただけるものかどうか、ご答弁をお願いします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	担当課のほうでお答えさせていただきます。 ご承知のように、26年の3月議会で、当初予算の審議がですね、この議会で、予算委員会でも審議していただいて、ご承認いただければ、先ほど言いました、従来のプレミアムの350万ですかね、発行からすると5,000万の、町が7%負担しております350万が、4月からは執行可能になるかというふうに考えております。 確かに昨年よりも早まりましてですね、本年は多分こういうパンフレットで、商工会がされたと思いますが。7月11日からという形でですね、発行されております。夏場にですね。 商工会の事務局から聞いている範囲では2日間で完売したというふうには聞いておりますけど、非常に好評だったという話は聞いております。 議員がおっしゃるように、新年度早々、いわゆる4月早々にやりなさい。多分消費税の関係の部分で早めていけということだろうと思いますけれども、そのような状況であれば、それに合せて、町のほうも対応は可能であるというふうに考えております。
議 長	久保議員
久保議員	商工会が早くやりたいというときには、本当によろしく対応をお願いしておきます。 今、全国的に商工会活性のため、この地域プレミアム商品券、ほとんど販売されております。それに対して発行金額、それに対する町の補助金率、これは様々でございます。 発行金額がすればですね、朝倉市が2億、うちが5,000万、うちは3万人、向こうは6万人弱、朝倉市はちょっと多いです。約2倍になります。筑前町も今後この5,000万をですね、活性のために、さらに2,000万増やして、3,000万増やして、5,000万増やしてという思いが発生してくるかもしれません。 今は5,000万の中の負担金1割ですね。この3%が県、150万、町が7割で350万、本当に大きな助成を頂いておるわけでございます。 近隣でも市町村の補助割合というのはそれぞれでございます。うちよりもはるかに低いところもございます。うちは平均よりもたいへんよろしい、いいほうです。 また、多い方ではですね、近隣の市町村では。うきは町が8%、香春町が9%、宗像が11.5%というふうに聞いております。かなり大きな補助金率の差がございます。 町長にお聞き申し上げます。 筑前町としですね、筑前町の商工会として、今後の消費税増税後の衰退に対する発行の金額、これの増額。例えば、今言いましたように、5,000万を8,000万にす

	る。そうなれば、1割の7掛け、今度は560万の負担金になってきます。 そのようなことに対して、対応して、お願いできるものか、また、補助金率が7%、7割ですね、これを8割に上げてあげるとか、そのような財政的に厳しい中でもお気持ちがあるのかどうか、町長の見解をお聞かせいただきます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今ですね、予算の査定、まだ私は査定をやっておりません。トータルの姿が見えておりませんので、一般財源の今年の確保見込み等々を考えながら政策は打っていきたい。まだ、さらに削るケースもあり得るかもしれませんし、そういったことで、今の段階ではお答えができないと思っております。 ただ、考え方としてはですね、もちろんそういった振興券も大いに結構なんですけれども、今から防災の視点でですね、住宅の改築等も推進しなければならない。これは、かなり県が力を入れてまいります。そういった分野も1つの景気刺激策として考えていきたいと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	商工会もですね、まだそういうふうな補助金額の増額とか、考えの中にはないと思います。しかしながら、必然的に景気が低迷していけば、そのような考え、動きになっていくと思います。町の予算もあることも十分承知の上でお話をさせてもらっております。 商工業の活性、これはいつも町長が言われますようにですね、自助、共助、公助、この順番があります。まずは自分が頑張ろうと、自分だけでダメだったら、仲間で頑張ろう、仲間でダメだったら、行政にお願いしようと、こういう順番、これが基本でございます。 しかしながら、やっぱり地場産業、この活性、生き残りのためにはですね、いろんな入札があるような事業もございます。地場産業の活性、これに対する町、行政としての指導、助成、協力、これを絶対必要不可欠なものだと、私は思っております。 これは木村議員の話の中に出たですかね、その中で亀の井ホテルの話が出ました。 町長、亀の井ホテルの経営者の方とのお話の中で、筑前町は魅力があるから、活性があるからここに来たと。普通は要請があって行くのに、うちは要請もないのに来てあげたみたいな言い方でした。 確かに見た目はですね、今、ディスカウントショップ、乱立でございます。同じモリ薬局が3軒、コスモスが今度三輪、依井にありましたのが、行武金物屋のほうにもできるような話、コメリ、ナフコ、見た目はすごく活性をしております。 しかしながら、その大型店の相次ぐ出店によって商工業、小売業は大きな衰退の一途をたどっておるのも現実でございます。 もうすでに閉店を余儀なくされております金物や、酒屋、八百屋、肉屋、小間物屋、駄菓子や、これは顧みれば、今進みゆく高齢社会の中で福祉対策としてですね、最も自然に必要な地域力、共助じゃなかったのかなと、反省と言いますか、思いを起こしておるところでございます。 やはり各地域に1つあった駄菓子屋さん、各地域にあった八百屋さん、これが大きく集約されて、車でないと行けないとか、そういうふうな状況になっております。 これからですね、いろんな意味で変革、この時代が来ます。執行部におかれましては、今後とも本来の町の活性と高齢者の福祉サービス、これに対し全身全霊をもってご尽力をいただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、8番 久保大六議員の一般質問を終了します。
休 憩	

議 長	ここで休憩をいたします。 3時55分より再開いたします。 (15:46)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (15:55)
議 長	9番 一木哲美議員
一木議員	通告に基づきまして、2件の質問をさせていただきます。 まず最初に、筑紫野・三輪（山麓）線について。ということで質問をさせていただきます。 12月7日の日に、地元選出の県会議員の林先生の政経セミナーが開催されました。町長、副町長、そしてまた議会のほうからも議長をはじめ、議員各位が数名出席をされてありまして、当日は講師といたしまして、参議院議員の山田俊男先生を講師に招き、「これからの日本」ということでご講演を受けたわけでございます。 ちょうど講演の終わる頃の時間に、講師のほうから、地元選出の衆議院議員の原田義昭先生もお見えいただいていますということで、ご案内がございました。 講演が終わりまして、地元のある方からですね、原田先生も来られてあるから、ちょっとあいさつに行こうやということで、田中議員と私が一緒にですね、その方と一緒に控室のほうに伺いました。 目的と申しますか、要は原田先生に、筑紫野・三輪線について、早期に全線開通するようにお願いを、機会あるごとにしようということで、お誘いを受けましたので、楽屋のほうに伺いましてですね、山田先生もお見えでございましたけれども、あいさつをさせていただきながら、特に原田先生にはですね、ひとつ頑張ってくださいながら、筑紫野・三輪線が早期に全線開通するように、あらためてお願いいたしますということで、申し上げたところでございます。 山麓線の期成会ということについて、前にもふれたことがございますけれども、この筑紫野・三輪線の期成会の総会は、ご案内のとおり、年に1回7月に開催されてございます。これは、町村会館のほうで各首長さん、また議会議員、また国会議員の先生、県議会議員の先生方ご覧席の下に開催されますけれども。 この山麓線の期成会というのが別にございまして、主要地方道筑紫野・三輪（山麓）線改良工事の早期完成を促進すべき目的で、昭和34年に山麓線期成会というのが結成されておるわけでございます。 県庁、知事、部長、土木事務所などへ促進のお願い活動等を、これまで、過去ですね、させていただいたというふうな経緯がございます。 この期成会には、三並校区、そして中牟田校区の一部の行政区が所属しております。櫛木、三箇山、黒岩、小路、勝山、陣高、一八、畑島、長者町、玉虫、坂根、上曾根田、下曾根田、三牟田、砥上、吹田、西田、赤坂ということでございます。 今現在は、この会の会長を金子議員さんがなされて、私が会計ということでですね。 だから、全体の地域の、これに係わる期成会と別にですね、地域の沿線の期成会と、山麓線の期成会というのがございまして、私もその沿線の議員であり、また、前々からの議員の先輩からも引き継ぎをさせていただきながら、特にこの件についてはですね、重ねて議会でも質問等をさせていただいているということでございます。 早速、質問に入らせていただきますけれども、筑紫野・三輪線が全線開通したら、本町への経済効果はどれほどかということで、お尋ねをさせていただきました。 ご答弁では126,000千円、みなみの里の営業増になる計算ということを申されたわけでございます。

	私は、これまでに筑紫野・三輪線の早期全線開通に向けて一般質問を、平成20年3月議会で行い、今回が10回目でございます。 去る7月18日、甘木・朝倉市町村会館において主要地方道筑紫野・三輪線改良促進期成会総会が開催されました。本町からは、町長、建設課長ほか職員の方、議会からは、議長、副議長、金子議員と私が出席をいたしました。 そのときの福岡県道路建設部からの説明内容は、筑紫の工区内の用地1件、1名の方の取得がまだであり、今後引き続き話し合いと法的手続き、土地収用法に基づき進めていくと申されました。 このことに関しましては、土地取得を昨年6月に補償金額の提示を行われ、その後12月末まで、半年間は法的措置ができないということでございまして、12月にその期限が半年過ぎたというふうなことでございました。話し合いを進めてこられたけれども、合意ができてないということでございます。そして、事業認定の手続きもできていないということで、筑紫の工区400mのうち筑紫野方面、冷水有料道路料金所下の下側道路70mぐらいは改良できたが、残り約330mが未改良として残っているということでございます。 私は、この7月18日の期成会の総会のおりにですね、説明を受けながら質問をさせていただきました。 と言いますのが、6月の議会のおりに、工事着工はどうなるかということで、お尋ねをさせていただきましたけれども、この期成会の総会のときに説明があり、尋ねられてくださいということでございましたので、そのようにさせていただきました。 どういったことを尋ねたかと申しますと、1つが、用地交渉で1名の方との話し合いは3月に概ね合意をしたと、町の所管課の課長さんから説明を受けたが、どうなっているのかという説明をさらに求めました。 それから2点目に、昨年のこの総会時に、県の説明に対して、平成27年春に全線開通を進めると理解してよいのかということに対して異論はございませんでしたので、27年春の開通についてはどうなるかということをお尋ねしました。 その答えは、3月の時点、筑前町の建設課には、概ね合意したと申したが、相手からの条件整備が十分できていないために、まだ最終合意に至っていないということと、27年の春への全線開通は厳しくなったというふうに申されました。 私は、さらにお尋ねをいたしました。 27年春の全線開通に向けて、あらゆる方法、知恵を出し、努力を重ねていただきたいと、強く要望いたします。沿線住民、町民の方たちも27年春、全線開通予定と報告しているし、延ばすことは無理と。難しいということを申しました。 私の質問の回答、金子議員の質問、原田先生からの発言と田頭町長からの箴言等を重ねまして、みんなから激怒と強い要望が出たところでございます。 7月18日の期成会の総会のことを申させていただきます。 7月の筑紫野・三輪線期成会の総会より5カ月が経過いたしました。これまで概ね合意した、または条件整備が整わずまだ合意できていないなど、私にとっては無責任ともいえる発言や説明を受け、私どもたいへん困惑と同時に信頼を損ねたところであります。 質問をさせていただきます。 土地・用地取得の合意と法的措置の進展は、現在どうなっているかという点について、説明を求めたいと思います。
議長	建設課長
建設課長	福岡県の事業ではございますけれども、私のほうから状況について、ご回答いたしたいと思います。 一般質問の通告を受けまして、那珂県土整備事務所のほうに確認をいたしましたが、

	現在、未買収地の地権者との交渉は交渉中ではございますけれども、条件整理において最終的な合意を得ておらず、契約には至っていないという状況でございます。 期成会の総会の中でもございましたように、そのような状況でございますので、土地収用法に、事業認定については、認定庁、具体的には国土交通省の九州地方整備局ではございますけれども、こちらとの事前協議を行われているようです。 具体的には、現道の不利益、いわゆる道路の線形不良等で事故が多く発生しているとか、そういうふうなことを訴えながら協議がされているようでございます。 土地収用法に入っていくわけでございますから、誰が見てもこの事業が必要だというふうな理論武装が必要ということで、資料の提供等も求められましたので、協力をして資料を作りながら、現在協議は進められているような状況でございます。 交渉につきましては、現実的にはほとんど窓口は開けた状態であるようですけれども、相手が出て来られないというふうな状況だそうでございます。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	なかなかやはり進展しないということですね。平成15年に全線開通予定ということがですね、未だこういった状況ということは、本当にですね、期待が先へ延びながら、なかなか目途が立たないということでございます。 工事の状況については、筑前町工区約200mの改良工事が昨年末に発注され、現在下層路盤、下地舗装まで完成しております。 皆様お手元には写真のプリントを用意させていただいています。 筑紫野工区については、期成会の総会時に那珂県土整備事務所の道路課長が、筑前町工区の工事が完成した後に、こちら側から侵入して、筑紫野工区未改良部分の工事を25年秋口から年末頃には工事に入ると。もう今の時期でございます。申されました。 現地を、私、11月17日に確認をいたしました。筑紫野工区のちょうど筑前工区との境のところの写真が、一番右手のほうでございます。上、下でございます。ビニールシートがかぶさっておりますけれども、立木、木ですね、立木が伐採されておりました。工事着工したのかなというふうに見受けております。 そこで質問をさせていただきます。 筑紫野工区未改良のうちの1名の方の土地を外したところの何mを工事着手できるのかについて、お尋ねいたしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 これも那珂県土に確認したところでございますが、先ほど議員がご質問でありましたように、未改良区間が330mということで、今年度筑前町側から約150mが、すでに着工契約をされているようでございます。現場はまだ動いていないようでございますけれども、そういうことで、残工事があと180m残るというふうなことのようでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	150mは筑前工区側から着工できるということで、木の今伐採等がすでに行われているということでございます。180mほどが残るということで、この1名の方が、ちょうどこの150m先ぐらいなのかなというふうに見えるわけでございますけれども。 両方側からですね、できるところは着工していただきたいなというふうにも思うわけでございます。 今、原口課長さんのほうから説明をいただきました。いろいろと毎回、担当の所管の建設課の課長さんにはですね、いろいろとお尋ねいただきながらご苦労をおかけするところでございますけれども。ここ5、6年さかのぼりますとですね、原口課長さんの前

	は美根課長さんと、砥綿課長さんということで、町においても所管の課長さん等も交代なされまして、ましてや県、県土整備事務所の職員の方でもですね、本当に1回1回の期成会の総会時にも交代されてですね、その年に説明されたことが、次の年には全然変わるとかということが今までもありまして、本当に努力をされているのかということで、相手方とですね、用地についてのご相談とか、何回ご相談されましたかとかということも今まで申してきました。 そしたら、全然接触してないということが、2年ほど過去ございました。それで話が進むわけじゃないかということでですね、私どもとしてもこういったことじゃないかということで、直接というわけにはいきませんので、町の所管の課長さんを通して、また町長を通してですね、こういったことを、やはり状況を共有させていただきながら、推進をしていかなければいけないということでですね、お尋ねをさせていただいているわけでございます。 今後におきましても、筑紫野工区内の工事实施状況等を見守っていきながら、機会があるごとに地元選出の県会議員また国会議員の方々にも、早期全線開通に向けたさらなる努力を求めているというふうにも思っているところでございます。 また、当然、来年の期成会の総会場で、一層の努力を求めているという所存でございます。 説明をいただきましたので、今申しましたように、私自身もできるところは努力をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。 この筑紫野・三輪線が全線開通するまでは、三並小学校の前を通りまして、三牟田から砥上のほうに入っていきます。今、現在の筑紫野・三輪線、砥上地内に入っていきますとですね、道路がかなり曲がっております。直角に曲がったりカーブしたり、せもうございます。 大型トラックも杷木のほうからこちらのほうへ入って来ましてですね、冷水のほうへまたは向うの筑紫野、太宰府道路を抜けて北九州方面へという車のですね、通行量が非常に多くなっております。もう大型トラックはですね、朝の時間とかものすごく多いんですよ。 接触しないようにということで、待ったり止まったりといろんな状況がありますけれども、地元の方にはいつも申しますけれども、大変なご負担と、まだ非常に危ないという状況もありますので、やはり1日も早く全線開通をということで、町としてもやはり努力をしていかなければいけないというふうに、強く思っておりますし、願っているところでございます。 質問を先に進めさせていただきます。 本町における課題ということでございますけれども、去る10月13日「ちくぜん食の都づくり」の催しが行われ、みなみの里の会場には町内外からたくさんの人々が来場いただき、たいへん盛況でございました。 駐車場は、事前に借りられた公民館や民有地などで対応されておりましたが、それでも不足となって会場入口辺りは、式典会場前から車の渋滞が始まり、しばらく混雑が続きました。 私は、しばらく会場入口辺りで待っていましたけれども、これは入れないというふうなことを思いまして、知人の方のお家のほうへ向かって車を止めさせていただいたわけでございます。 その後、私はしばらくの間、オープニングのイベント、催しなどを鑑賞させていただきました。その後、途中で会場を出まして、三並交差点まで来ましたが、車が渋滞をして、全く会場へは進んでいませんでした。左折しようと思いましたが、このままどこまで続いているかなということで、三並小学校のほうまで向かいました。 三並小学校の横でようやく車が途切れていました。さらに曾根田の交差点のほうまで
--	--

	進みました。後ほど地域の方へ尋ねましたら、ピーク時には、曾根田の交差点辺りまで車が連なっておったということを聞いたわけでございます。 筑紫野・三輪（山麓）線が全線開通すれば、車の通行が県の試算におきましては、1日当たり7,200台通ると予測されていますが、本町といたしまして、この道路の渋滞対策に取り組む必要があります。 その1つは、三並交差点の改良であるが、私はその必要性を求めて、この件につきましても、平成19年6月議会より何度も質問を行いました。今回が9回目でございます。 平成24年12月議会の質問に対しては、建設課長の答弁によりますと、21年6月現交通量が調査された結果で、現実的に今すぐに整備するところではないが、今後検討をしていくということと、朝倉県土整備事務所といたしましては、筑紫野・三輪線の交通量が増加しなければ、工事施工はできないとの判断から、今後筑紫野・三輪線の供用開始の見通しが立った段階で、再度交通量等の調査をしてからの検討協議となると。 事前にこの交通量の調査を1度していただいているということでございます。改めてということでございます。 筑紫野・三輪線の工事着手の目途もついたので、今後この工事の進捗状況を見ながら、交通量調査業務について進められるし、北側の三箇山・山隈線方面の拡幅改良等の課題であります道路用地確保に向けた調査等についても、併せて朝倉県土整備事務所と協議をしてまいりたいというふうに、ご答弁を受けたところでございます。 これは、24年の12月の議会の質問に対してのご答弁でございました。 用地確保も必要とされているわけでございますけれども、この用地確保についてもですね、なかなかすぐにはできないという現実でございます。 このことも年月を要しますし、現に交通量も確実に増加をしてくれています。このことに対してはですね、町のやすらぎ荘信号交差点から三並の信号までは町道と。これから上は県道、それからまた三並小学校の前は県道ということでございますけれども、町が積極的に腰を上げて要望等を強く求めていかないと、なかなか進展しないというふうに考えるわけでございます。 今の状態が続くということになりますと、結果、全線開通したときにたいへん困るのは町でございます。 そこで、改めてですね、またこの件についてお尋ね申し上げますけれども、三並交差点の改良についての取り組み、計画はということで、山麓線の全線開通もかなり進展してくれている中で、もうそんなに先じゃないと。もう町としても取り組んでいかなければならない点についてはですね、取り組んでいかなければですね、開通してからまた3年も5年もかかるということになりますのでですね、その点についての、町としての取り組み、計画ということで、お尋ねいたしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 非常にですね、地元にて特に着目していただいて、交差点改良等についても、非常に情熱的な取り組みがなされていることは、大いに評価するところでございます。 私も町長といたしまして、全町を見まわした場合、県土整備事務所長とも時折の懇談がございまして、たくさんの方の要望が上がっておるけれども、町としてはどこを優先するんだと、具体的な話になるわけでございます。 その折に私は、やはり国道386を優先したいと、そのことは常々申し上げておるところでございます。それを優先しないと、予算はそんなに付けるものじゃないということで、やすらぎ荘入口の交差点もございまして、なかなか用地交渉がままなりません。と同時に、石櫃の、先ほど言いました、あの路線については用地交渉が可能があると。ぜひ、これをやってくれということで、あれを一番にお願いしました。 そして、さらには、今、上高場のほうでですね、386のバイパスの路線が接続され

	ようとしております。あの件についても至急やっていただきたいと、そのことを。それと砥上線についても、地元の議員も含めまして、用地交渉等もかなり進んでおります。地元の方が非常に熱心でございます。そういったところについても、ぜひ力を入れるようにと。この３点をぜひと。 あと歩道については、やはり用地交渉が済んでいる三輪中の前と、それと山家道、二と、そういったところをぜひ具体的にやってほしいと。そして、その次については、調査なんかも進めてほしいと、そのようにお願いしているところでございます。 だから、順序立てが必要だなと思っております。私も町長にならせていただいております。そういった判断の下で進めさせていただいて、三並の交差点の重要性も十分、私も折々に通りますので承知しておりますけれども、それよりも３８６のほうが優先なんだという考え方で、今進めさせていただいているところでもございます。 ただ、だからと言ってですね、三並の交差点をこのままということではなくて、当然、要望はしてまいりたいと思っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	これまでですね、この三並交差点の改良につきましては、合併後にもですね、前の町長のおりにも質問をさせていただきまして、本来ならばこの山麓線、筑紫野・三輪線が全線開通する前にですね、交差点改良をやるべきであるというふうなご答弁を受けたこともあります。 それは本当に、今、田頭町長申されましたように、あっちもこっちもたんさんいろんな要望等もあるし、非常に順番を付ければ、あえて付ければ、こちらが大事、こちらが大事ということでもありますけれども。その中でも三並交差点の改良はですね、全線開通すれば7,200台からの車が通るというふうな、県の予想等もございますし、だから、全線開通してからはなかなか車の交通量が多くなるとですね、いろんな工事等が非常に大変になると、難しくなると。 また、用地も、交差点の拡幅の用地の確保もですね、できやすいところも、また、民有地もございますので。そうじゃないところもありますので、なかなか何年も期間を要するということもありますので、順序立ては、今、町長が申されましたように、十分理解ができるところでございます。 中牟田の郵便局前の道路についてもですね、まさしくそうと思いますし、やすらぎ荘の交差点についても、まさしくそうと思います。 私も理解をさせていただきながら、やすらぎ荘交差点の改良についても、自分で申しますとなんですけど、頑張ってきたところでございますけれども、いろいろ諸事情がございましてですね、なかなか厳しい状況があるということを承知しているところでございます。併せて今後もですね、ひとつ努力をよろしく願いいたしたいと思います。 質問を進めさせていただきます。 みなみの里でのイベント、このたびの食の都づくり、これをひとつこういった事業がございましたけれども、イベントや催しなどを行う場合の交通渋滞対策が必要というふうに感じたわけでございます。 曽根田交差点や三並交差点では、渋滞によるう回路の案内などを行う必要があるのではないかとというふうに、特に感じたわけでございます。 これからもみなみの里などではいろんな、1年間を通してイベント、祭り、いろんな行事等が、今後もあるかというふうに考えるわけでございます。 そういった場合に、全く知らずにこの道路を通って来られた方たちがですね、渋滞にあったと、何事かなと、全然先が分からないということで、何か分かればう回ができたのにとということも思われた方もおられたかもしれませんし、この辺りやっぱ町としての配慮があつていいんじゃないかなというふうに感じたわけでございます。 この点について、どのようにお考えなのか、お尋ね申し上げたいと思います。

議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 食の都づくりのおりにはですね、原因は、みなみの里自体の駐車場が不足したわけでございます。かがし祭みたいは、臨時駐車場をどこか田んぼ等に用意できればですね、あの問題は解消できたんじゃないかなと思っております。 原因は、小学校の子どもたちがたくさん、三輪小、三並小の子どもたちがですね、保護者共々参加してくれました。かなりその滞在時間が長かったものですから、それでかなりの渋滞が起こったということは、原因ははっきりしていると思っております。 売上等から計算しますとですね、やはりそれがなかったら、あそこまでの渋滞はなかったんだろうと思っております。 ですから、町でもどーんとかがし祭をやるおりには、大渋滞を起こすわけですから、それなりの駐車場を確保してイベントを起こさなければならないということでございまして、年に何回あるかのことで想定して、駐車場確保というの、なかなか費用対効果の問題もありますので、あーいったイベント等を行う場合は、やっぱり交通のあり方を考えなければ、仮に交差点を改良しても渋滞は起こり得ると、そのように感じたところでもございます。 ただ、あそこに渋滞して、曾根田まで繋がったという話でございますので、ひとつは語り草としていいのかなと思いましたが、確かに三並交差点にも必要だなということは再認識したところでもございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	話題というのは非常に大事でですね、今度の催し、食の都づくりですか、こういったことで、筑前町もみなみの里近辺の道路が渋滞したよと。これは、私も非常にですね、こういったことは年に1回、2回あっていいんじゃないかなというふうに思ったわけでございますけれどもですね。 しかしながら、駐車場の、やはりそういった借入等で対策を講じる。または全く知らずに来られる方たちもおられますし、いろんな状況等が想定できますので、そういったことへの配慮ですかね、この辺りはやはり町がなすべきことであるというふうに考えます。 全然知らずに私どももいろんなところに出かけて行ってですね、渋滞に巻き込まれますとですね、予定の時間が大幅に狂ったりしますと、全然関係ないのに、本当にいい気持ちじゃありませんしですね。だから、その辺りを知らせながら、う回ができる方にはう回をしていただくというふうな、そういったこともあっていいんじゃないかなと。 そうしますと、当然ながら、その目的地へ向かう方たちはですね、渋滞しとっても、これは我慢して前に進んで行くというふうに判断なされますし、その辺りの配慮は今後、事業をどんどんしていただきながらですね、みなみの里も盛り上がっていかねばなりませんので、そういったところは、私どもが配慮をしていかなければというふうに思うところでございます。 あともう1点でございます。 イベントや催しを行う場合ということで、町の職員の皆さん方、また関係者ですね、担当所管の関係者の方、交通量の実態調査、こういった場合はどういうふうな状況なのかということ、また、渋滞対策等への活用や、また場合によっては県土整備事務所等にもこういった状況がやはり発生しますよということ等をですね、やっぱり申し上げるように、やはりものすごくそういった実情、実績というのはですね、山麓線の全線開通に向けてですね、言葉でいろいろ説明する中にも、たいへん大きなひとつの説明資料になっていくと思います。 今どの場合もおそらくですね、こういった状況は想定されていたかどうか分かりませ

	んけれども、この辺りも職員の皆さん方におかれましては、いろんな会場あたりの準備とかですね、いろんなことで忙しくてなかなかいろんなことまで手が回りにくいという実情は理解できますけど、もう少し範囲を広げていただきながらですね、そういったことへ向けてのですね、交通状況等がどうなのかということまで含めてですね、取り組んでいただければなというふうに思っておりますけれども、いかがでございますか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 これまた学習なんですね。どーんとかがし祭をしょっぱな起こしたときには、どれだけ渋滞するか全く予測できませんでした。大渋滞が起きました。 ２年度からはピストン輸送をやろうとか、駐車場を別途確保しようとか、中学校のグラウンドを全面的に押さえるとか、カントリーエレベーターを押さえるとか、様々な工夫が出てきたわけございまして、今回の場合もそれぞれの意見を集約すればですね、あの程度のイベントを起こせばどれだけの人が来るんだということが、ひとつ学習出来たんだろうと思っております。 ただ、だからと言って、駐車場を常設するようなことにはなり得ないということでございまして、まさに知恵を使って、福岡の天神だったら、全くマイカーで行くわけにはいかんわけですから、何か様々な工夫が要るのではなからうかと思うところです。 これは、ハード整備もさることながら、そういったソフト面の工夫というのも大事だろうと思っております。 極端に言えば三並小学校だってありますし、カントリーエレベーターだってありますし、他にも役場だってありますし、そういったところを今後工夫していく必要があると思っておりますのでございます。もちろんハード事業についても必要だろうと思っております。
議 長	一木議員
一木議員	町には、各、この広い筑前町の中にはですね、いろんな課題等がたくさんあるわけでございます。すべてを良き方向へ導いていくというのはですね、いかに大変なのかということ、私どもも十分承知するところでございます。 いろんな角度から広くですね、いろんな状況を観察をさせていただきながら、そしてまた、このみなみの里での食の都づくりの、こういった事業が本当に２回目、３回目とですね、今後続いていきながら、多くの人たちでにぎわってもらいたいというふうに願うわけでございます。 これを重ねていく中での課題もまたあったのかなというふうに思うわけでございます。そういったことを思いながら、この山麓線、筑紫野・三輪線が開通に向かって、いろんな問題、課題が１つずつ、今、解決に向けて進んでいるところでございます。あと一歩かなというふうに考えるわけでもございますけれども、また、町長、トップといたしまして、私どもも一体となつてですね、全線開通の日を、町民みんなが心から願っております。この願いが１日も早く実感できるように、ひとつ今後もまた町長のほうには、期成会の会長さんでもございますので、ひとつ取り組んでいただきますようお願いを申し上げたいと思います。また、担当所管の建設課の課長さんにおかれましては、またひとつ、窓口でもございますので、引き続きながらよろしくお願いいたしたいと思っております。 それでは、２つ目の質問に入らせていただきます。 財政と事業の検証について、ということで質問をさせていただきます。 平成１７年３月２２日筑前町が誕生いたしましたして、以来８年と８カ月が経過いたしました。あと１年２カ月で万１０年を迎えるというところでございます。 この８年８カ月の間は、下水道事業の推進、合併特例債関連事業の実施、学校校舎の

	改築、ランチルーム建設、オンリーワン事業であるみなみの里、大刀洗平和記念館の建設、コミュニティセンター建設、学童保育所整備、学校プール整備、学校グラウンド整備、保育所整備、南北線道路整備、消防自動車の購入、主要生活道路整備、水道事業推進など、多くの事業を実施してきたところでございます。 これらの事業の実施に伴って、町の借金も膨らみ続け、一方では蓄えてきました預貯金、基金は減少をしてきたところでございます。 平成24年度末、25年の3月31日付でございます。本町の町債、借入金は資料を議会でもいただきました。一般会計で18,033,034千円、特別会計の住宅新築資金等貸付事業では7,655千円、公共下水道事業は12,729,014千円、農業集落排水事業は1,113,865千円、水道事業会計は2,431,913千円で、特別会計、水道事業を含めさせていただきましたところでは、16,823,447千円ということで、一般会計と特別会計を合わせると、34,315,481千円と説明を受けているところでございます。 ということで、質問に入らせていただきます。 平成24年度末の町の借金、町債、一般会計、特別会計ということで、今申しました34,315,481千円ということでございますけれども、に対する交付税措置を受けられる額がいくらなのかということで、お尋ねさせていただきます。 これまで私どもも、この町債については、町の借金については、概ね半分ぐらいは、いろいろ交付税措置を受けられるというふうなお話等も聞いたわけでございますけれども、この辺りについてですね、具体的なところをお尋ね申し上げたいと思います。
議長	財政課長
財政課長	事務的なことでございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。 先ほど議員が申されました町の一般会計、特別会計の起債の総額、この中で一般会計、24年度末残高が18,033,000千円ということで、最初、資料はお示しをですね、これは、事前にお渡しをしておったものであうかと思いますが。この中にはミニ公募債が入っておりません。ミニ公募債2億円をですね、まだ起債として残っております。これを含めると18,233,034千円ということで、2億円ここがプラスになるということになります。 後の会計につきましては、そういった状況でございまして、トータルが2億円増えて34,515,481千円という形になりますので、そのことを申し上げたいと思っております。 これの交付税措置がどれくらいあるのかということでございますが、会計ごとに申し上げます。率にしますと、67.8%。 それから住宅新築資金につきましては、交付税の措置はございません。 公共下水道、6,147,717千円、率にしますと48.3%でございます。 農業集落排水、725,921千円、65.2%。 合計で19,241,968千円、率にしまして55.7%、以上のような状況でございます。
議長	一木議員
一木議員	概ねこの町債についてはですね、半分ぐらいが後で交付税措置されるということではですね、説明をいただいていたところでございますけれども、具体的な金額等が分かりませんでしたので、お尋ねをさせていただいたところでございます。 この借入金、町の町債、借金ですね。これについての返済計画ということで、こういったことにつきましても、これまでも説明等をいただけるわけでございますけれども、

	今後どのくらいぐらいいわって、これからこれ以上町の借金が増えなかったとした場合ですね、あと何年間ぐらい、概ねこれくらいで少なくなって、何年ぐらい先まで続きますよと。あと、町の借金ですね、借金についての返済がどれくらい先まで続くかということ、お尋ねしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 一般会計で申し上げたいと思いますが、一般会計は通常ですね、借入れする機関というのが、大体15年から20年物、これでしております。今後借入が全くないと、事業をしないということでありましたら、大体最大で20年ぐらい先にはですね、返済が終わっているということになるかと思います。 それとちなみに、合併して最高の借入償還がありましたのが、平成21年度でございます。そのときが1,980,000千円ということで、償還がその分は終わっておりますけれども、現計画の中でですね、もうピークは、そこがピークでございます、その後若干下がったり、上がったりが来まして、25年度、現予算、現の償還ですね、25年度償還から以降はですね、ずっと右下がりです。下がってくるような予想にしております。 ただし、これは、今の財政計画の中で、この部分がまだ5年間しかしておりませんので、それから先の部分はですね、事業が組み込んでおりませんので、その先については分かりませんが、今の財政計画の中では右下がりしていくという状況で、来年の3月にはですね、現在あります182億円が177億円ということで、170億円台に入ると。 当初予定しておりました平成27年度をですね、170億円台としておりましたけれども、2カ年前倒しで、こういう残高になるという状況でございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	大きな事業はほぼ完了してきたといえども、あとまだ多目的運動公園、この辺りとかですね、まだいくらかの事業等がございますので、その辺りがまた今から、町の町債とかですね、そういったことも加算されますけれども。 今、財政課長も申されますようにですね、借入は返済金以内ということで、95%でございましたか。町の1年間の借入金額は、返済以上は借りないということ等もございまして、また、繰上償還とか、いろんなことをですね、町としても努力をなされてありますので、今、説明がさらに膨れたり、大幅に変わったりということはないということで、節減、節約できるところは節約をしながらですね、町の町債が少しでも早く軽くなるようにということで、今後また努力をなされるところでございます。 次に尋ねさせていただきます。 本町の普通交付税の算定についてということで、合併算定替えの特例が適用されているわけでございます。平成24年度は約550,000千円の増額交付を受けているとされています。 この特例は、平成26年度まで適用され、その後5年間は段階的に縮減され、平成32年度からは適用されなくなるということでございます。 そういったことでございましたけれども、昨日、去る11月17日の新聞の報道を見ていましたら、2014年度からは合併自治体には地方交付税を、役所の支所数に応じて加算する方針を固めたと報じられております。 合併前に旧自治体が受け取っていた交付税総額の水準を維持する特例措置が拡充、維持されると。たいへんありがたいわけでございます。 そこでお尋ねいたしますけれども、合併算定替え特例措置の激変緩和策が報じられま

	したけれども、このことが、国が実施された場合ですね、この影響と効果ですね。 現に、この合併の恩恵を、2町合併してですね、今現在受けている金額というのがございますけれども、これがこのまま続くということであればですね、町にとってもそれはありがたいわけでございます。 その辺りについての説明を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 確かに11月17日でしょうか、新聞報道がなされましてですね、激変緩和措置を取ることとございまして、見出しだけ読みますとですね、非常にいい条件ではなかろうかというような期待感も持つわけでございますけれども。私、町の財政課としましては、そうは考えてはおりません。 確かにですね、激変緩和になるのかどうか分かりませんが、いくらかの効果はあるのではなかろうかと思っております。 なぜならば、合併して16年経ちますと、交付税措置、その加算されておったものが全くのゼロになると。ところが、支所の部分について、若干その部分を見ましようということですから。 ただし、この支所の算定の基礎がどうなるのかとかですね、そういった情報は全く入ってきておりません。 新聞報道があって、私も県のほうに問い合わせしました。こういった報道がなされたけれども、詳細な情報が欲しいと。ところが、県曰く、そういった情報は全くなされてないと。新聞報道が先行しておるけれども、そういった情報は入って来てないと。そういう情報が入りましたらお知らせしますが、多分当面はないでしょうというふうなことでございました。 例年ですね、こういった大きな制度等の改正、それから翌年度の予算の概要の説明というのは、国からありますけれども、それは本予算が通った後にですね、大体連休明けごろに県を通じて説明会がございます。そういった中で、今回のこういう改正部分についても、詳細な部分の説明があるのではなかろうかと思っております。 本町は幸いにしまして、この影響が出ますのは平成27年度からでございます。それからが段階的に交付税措置が減って来るということとでございますので、まずは26年度にそういう説明がなされると思いますので、そういったもので算定をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	マスコミはなかなかですね、うまく先に走ったりですね、いろんなことがございますけれども。そういった国が実行なされるとですね、合併した市町村においてはですね、恩恵を受けることができるのかなというふうに考えられるわけでございますけれども。 町といたしましても、この自主的な財政を高めていくとかですね、こういったことについては努力をしているところでございますけれども、国も自主的な合併を求めながらですね、新しい町が誕生したわけでございます。それによっていろんな事業を行ってきて、町も借金を負いながらですね、先ほど説明いただきましたような内容で、筑前町も日々鋭意努力をしていると。国のほうがこのことを受け止めてもらいながら、いろんな、また国としての支援をいただければというふうに願うわけでございます。 一応、また先々にはっきりいたしましてですね、その辺りまた説明いただければと思います。 それでは、質問をもう1点させていただきます。 3番目の質問ということで、今後、各事業の検証と歳費縮減への取り組みはということで、上げさせていただきました。

	この内容等についてはですね、先の議員の皆さん方から、これに係わる質問等がいくつか上がっておりましたので、絞り込んだところでですね、もう1点お尋ねしたいと思います。 質問の冒頭に申しましたが、合併後本町においてはかなりの事業、生活インフラ整備等を行ってきたわけでございます。 借入ばかりが増えたというように聞こえる。これらの事業により、そうじゃなくて、町の資産、資産もかなり増えたということでございます。土地、建物ですね。 こういったことは、なかなか住民の方に伝わらない点があるんですね。このことをやはり私どももしっかりと認識をしていく上で、今後のまちづくりなりですね、計画を進めていかなければと思います。 土地、建物ですね、この固定資産ですかね、流動資産またこういった固定資産、いろんな資産がありますけれども。この合併後にですね、町が、この土地、建物などで固定資産としてですね、どれほどのこの資産が増えたのか、この辺りについて分かる範囲でご説明を求めたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 資産の増加というのは、本来合併時から、そういった、今、公会計を導入してしておりますが、そういったものが合併時からされておればですね、はっきりした伸びが分かるかと思います。 しかしながら、残念ながら、この公会計、導入いたしましたのは、21年度決算からでございます、それ前の部分につきましてはですね、資産の額というのが把握してないという実態でございます。 比較するには、21年度決算と24年度決算での公会計上での増減がどうなのかということになるかと思います。 そういったことでの報告しかないと思いますが、ご了承をお願い申し上げたいと思います。 資産の総額が、24年度はまだはっきりしないところもございますけれども、大体全体で、全会計合わせますと799億4,490万ほどになるのではなからうかというふうな推計でございます。 これは、21年度の資産の合計よりも3,500万ぐらいしか伸びておりません。これは、1つにはですね、土地の下落によります減額、これが大体17億6,000万ほどございます。この下落した額による減額分が。 それから、建物、減価償却した関係で、この部分が13億1,200万ほど減額というふうに、大きく減額になります。 そういったことで、事業用の資産が大体24億3,100万ほど減っておるという状況でございます。 一方インフラ資産でございますが、こちらはやはり上下水道の整備等の関係もございまして、この部分で増えて来ております。24億6,700万ほどインフラ資産は増えておる。そういった概略でございますが、そういう状況でございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	町もほぼですね、この生活インフラからいろんな必要な施設関係が、しっかりと充足してきたということでございます。 先ほど申しましたように、こういった町のインフラ整備なり施設の充実には、大きな多額な費用が必要とされたわけでございます。それと同時に、やはり私どもも、住民の方たちにもですね、こういった事業を行うことによって、町としても、こういった資産

	的なことも増えたとし、また整ったんですよということを加えながらですね、町も借金もあるんですよということかというふうに理解をするところでございます。 そういったことをしっかり認識をさせていただきながらですね、また今後住民の方たちにもですね、理解を求めながら、まちづくりにご参加をいただくということで、筑前町がさらに住みやすく、安心・安全なまちづくりに進んでいくことを願いながら、質問を終えたいと思います。 町長、何かございますか。よろしいですか。
議 長	田頭町長
町 長	いろいろ質問をありがとうございました。 今、言われましたように、本町は確かに借入金の残額が多い町であることは間違いございません。ただ、基金の額も平均しますと多い町でもございます。 と同時に、どういった理由で借金ができたのかというのは、公会計によって明らかにされていくということでございます。 これは、うちの職員はなかなか勉強しておりまして、いち早くこの公会計の会計システムの導入に取り組んでくれました。そういったこともあって、住民に公表しなければいけないと。できるような状況になったということでもございます。 私もいつも言うておりますように、健全財政と地域の活性化、片方だけなら簡単でございます。やはり両立させることこそまちづくりだと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、あいさつとします。
議 長	これにて、一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でございました。

(1 6 : 5 1)